

平成30年度
監査報告書
(第1回)

館山市監査委員

館 監 第 4 1 号

平成 3 1 年 1 月 2 5 日

館山市長 金 丸 謙 一 様

館山市監査委員 鈴 木 弘 明

館山市監査委員 鈴 木 正 一

監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

* * * 目 次 * * *

【定期監査】

第 1	監査の概要	-----	1
第 2	監査の結果	-----	1
総合政策部			
	秘書広報課	-----	2
	企画課	-----	3
	情報課	-----	6
	社会安全課・危機管理室	-----	7
総務部			
	総務課	-----	11
	行革財政課	-----	14
	管財契約課	-----	16
	税務課	-----	18
	納税課	-----	22
健康福祉部			
	市民課	-----	25
	健康課	-----	28
	社会福祉課	-----	31
	高齢者福祉課	-----	35
	議会事務局	-----	39
	監査事務局	-----	40
	選挙管理委員会事務局	-----	41
	固定資産評価審査委員会	-----	42
第 3	指摘・要望事項	-----	43

【学校監査】

第 1	監査の概要	-----	49
第 2	監査の結果	-----	49
教育委員会			
	小学校	-----	50
	中学校	-----	52
第 3	指摘・要望事項	-----	53

【財政援助団体等監査】

一般社団法人館山市シルバー人材センター			
第 1	監査の概要	-----	57
第 2	団体の概要	-----	57
第 3	監査の結果	-----	65

[注]

- 1 文中に用いる比率（％）は，単位未満を四捨五入した。
したがって，総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
- 2 各表及びグラフ中の金額及び比率は，表示単位未満を四捨五入した。
したがって，総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は，次のとおりである。
「△」 ・ ・ ・ ・ ・ 負数
「0」 「0.0」 ・ ・ ・ 該当数値はあるが単位未満のもの
「－」 ・ ・ ・ ・ ・ 皆無又は該当数値がないもの

監査報告書（第1回）

第1 監査の概要

1. 監査の期間

平成30年10月24日から平成31年1月22日まで

2. 監査の場所

館山市監査事務局，館山市役所本館3階会議室

3. 監査の対象

総合政策部 …… 秘書広報課，企画課，情報課，社会安全課・危機管理室

総務部 …… 総務課，行革財政課，管財契約課，税務課，納税課

健康福祉部 …… 市民課，健康課，社会福祉課，高齢者福祉課

議会事務局，監査事務局，選挙管理委員会事務局，固定資産評価審査委員会

4. 監査の方法

監査の実施にあたっては，各所管の財務に関する事務の執行が，地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿ってなされているか，工事や委託業務等に関する契約の方法が適正か，補助金，交付金等の妥当性や事務手続きが確実に行われているかどうかを主眼として，提出された監査資料を調査するとともに，関係職員から説明を聴取することにより，効果ある監査の実施に努めた。

第2 監査の結果

監査対象とした各部課等の事務事業の予算執行は，おおむね適正なものと認められた。

なお，個別の審査概要と意見は，次に述べるとおりである。

総合政策部

《秘書広報課》

1. 事務の概要

本課には、秘書係及び広報係が置かれている。

分掌事務としては、市長及び副市長の秘書、市長会、広報その他広報刊行物の編集発行及び報道関係との連絡に関することが主なものである。

2. 職員の配置状況（平成30年9月1日現在）

区 分	課長	副主幹	係長	主任運転手	副主査	主事	計
	人	人	人	人	人	人	人
秘書広報課	1	1	1	1	1	1 (1)	6 (1)
秘書係			1	1		1	3
広報係		1			1	(1)	2 (1)

注、() 内は兼務職員である。

3. 予算の執行状況（平成30年9月30日現在）

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
利子及び配当金	15,000	15,000	15,000	0	100.0	100.0
雑 入	2,000,000	2,163,537	2,163,537	0	108.2	100.0
計	2,015,000	2,178,537	2,178,537	0	108.1	100.0

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
一般管理費	5,456,000	2,535,407	2,920,593	46.5
文書広報費	10,710,000	4,506,957	6,203,043	42.1
計	16,166,000	7,042,364	9,123,636	43.6

4. 主な事務事業の執行状況

(1) 秘書管理事務

市長交際費の適正な管理や、市長車の適切な維持管理、更には市長会等各種会議の連絡調整等、市政の運営を円滑に遂行するための事務を行っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、2,273,620円である。

(2) 表彰事業

市の政治・経済・文化等，市政振興に寄与した者や衆人の模範者を表彰し，市の自治振興を促進している。また，現職を退いた市長・市議会議員等を叙勲候補者として推薦し，地域における栄典事務を円滑に遂行している。

9月末現在の支出負担行為済額は，57,758円である。

(3) 広報発行业務

市政の円滑な運営を図るとともに，市の施策・行事等を市民に周知するため，広報「だん暖たてやま」を月2回発行している。

9月末現在の支出負担行為済額は，4,423,017円である。

5. 監査の結果（所見）

市長交際費の支出事務は，資金前渡金の管理や交際費支出基準に基づいた支出，公開基準による支出状況の公表等，適正に処理されていた。市長交際費は，市政の円滑な運営や市の利益のために，市長が市を代表して対外的な交際・交渉を行うための経費であり，引き続き，適正な執行と透明性の確保に努められたい。

広報発行业務においては，自主財源の確保と地域経済の活性化を目的に，有料広告を掲載し，独自の財源確保に努めている。多くの市民に市政や生活情報が行き渡るよう，引き続き，市民に親しまれる紙面作りに努められたい。

《 企 画 課 》

1. 事務の概要

本課には，企画係，政策係及び今年度から公共交通係が置かれている。

分掌事務としては，市政の基本的施策の企画，主要事業計画の調整及び進行管理，公共交通，国際交流及び都市間交流，ふるさと納税，男女共同参画施策の推進，市長特命事項及び政策調整に関することが主なものである。

2. 職員の配置状況（平成30年9月1日現在）

区 分	課長	副課長	係長	副主査	主任主事	主事	計
企 画 課	1 人	1 人	2 (1) 人	1 人	1 人	1 人	7 (1) 人
企 画 係			1 人			1 人	2 人
政 策 係			1 人	1 人			2 人
公 共 交 通 係			(1) 人		1 人		1 (1) 人

注，（ ）内は事務取扱職員である。他に非常勤職員2名を配置している。

3. 予算の執行状況（平成30年9月30日現在）

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
総務費国庫補助金	69,784,000	2,837,064	0	2,837,064	0.0	0.0
利子及び配当金	1,392,000	614,424	614,424	0	44.1	100.0
庁舎等建設基金繰入金	43,200,000	0	0	0	0.0	—
雑入	3,000	6,000	6,000	0	200.0	100.0
計	114,379,000	3,457,488	620,424	2,837,064	0.5	17.9

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
企 画 費	62,875,000	43,407,385	19,467,615	69.0
諸 費	63,640,000	29,041,506	34,598,494	45.6
庁舎建設基金費	1,392,000	614,424	777,576	44.1
計	127,907,000	73,063,315	54,843,685	57.1

4. 主な事務事業の執行状況

(1) 一部事務組合事務

行政事務の効率化を図るため、安房地区の市町で安房郡市広域市町村圏事務組合を構成し、職員採用試験、研修会等を共同で行っている。これらの事務費、組合の総務費及び議会費について、経費の一部を館山市分として負担している。

9月末現在の支出負担行為済額は、30,569,000円である。

(2) 地域公共交通利用促進事業

少子高齢化が進展する中、利便性が高くかつ持続可能な公共交通網の確立のため、地域公共交通会議における協議・検討をはじめとし、市民・行政・事業者が連携・協働し、地域公共交通網形成計画の策定やモビリティマネジメント事業等を行っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、5,488,639円である。

(3) 地方バス路線維持事業

地域住民の日常生活を支える生活基盤を維持・確保するため、南房総市と連携して、丸線（館山・旧三芳・旧丸山）・平群線（館山・旧三芳・旧富山）・千倉線（館山・旧千倉）・豊房線（館山・旧白浜）の運行経費に助成し、地域住民の交通手段の確保を図っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、3,066,000円である。

(4) 地域おこし協力隊事業

地域おこし協力隊を活用し、都市部人材による「ふるさと納税」返礼品の拡充や企画開発、PR活動等を行い、地域産業の活性化及び館山市の魅力発信と隊員の定住・定着を図っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、2,830,000円である。

(5) 国際交流事業

国際化推進員を配置し、国際化社会に対応した情報提供の充実を図っている。また、姉妹都市であるベリンハム市、ポートスティーブンス市や市民レベルでの国際交流を行う館山国際交流協会の活動を支援している。

なお、今年度は姉妹都市締結60周年を迎えたベリンハム市と、相互に訪問し、記念事業を実施した。

9月末現在の支出負担行為済額は、3,146,854円である。

(6) ふるさと納税事業

ふるさと納税の推進を図るため、民間事業者が運営する「ふるさと納税ポータルサイト」による地場産業及び地場産品（返礼品）のPRや、クレジットカード収納システムの管理を委託し、プロモーションや寄附環境の拡充整備を図っている。

また、今年度から返礼品等管理業務を委託し、返礼品の安定的な調達及び品質保持、各種取扱事務の効率化を図っている。

9月末現在、ふるさと納税の寄附件数は3,483件（前年度同期：871件）、寄附金額は84,080,480円（前年度同期43,807,642円）となっている。

9月末現在の支出負担行為済額は、25,844,146円である。

5. 監査の結果（所見）

ふるさと納税ポータルサイトのPR拡張や、各種メディアへの積極的なプロモーションにより、寄附件数・寄附金額ともに大幅に増大している。

積極的なプロモーションとともに、返礼割合等の取扱基準見直しへの迅速な対応や、返礼品等の管理業務委託による安定的な運営への取組みは、大いに評価できる。

引き続き、返礼品等の適切な管理とともに、返礼品提供事業者等との連携による魅力ある商品開発等に努められ、今後一層の地場産業の振興・拡充に期待するものである。

《 情 報 課 》

1. 事務の概要

本課には、情報係及び統計係が置かれている。

分掌事務としては、行政及び地域の情報化推進施策、基幹系システム・情報系システムの管理及び運用、OA機器等の管理及び各種統計調査に関することが主なものである。

2. 職員の配置状況（平成30年9月1日現在）

区 分	課長	副主幹	係長	主任主事	主事	計
情 報 課	1 人	1 人	1 (1) 人	1 人	2 人	6 (1) 人
情 報 係		1	(1)		2	3 (1)
統 計 係			1	1		2

注、() 内は兼務職員である。他に非常勤職員1名を配置している。

3. 予算の執行状況（平成30年9月30日現在）

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
総務費委託金	7,025,000	6,178,584	6,178,584	0	88.0	100.0
雑入	564,000	562,000	562,000	0	99.6	100.0
計	7,589,000	6,740,584	6,740,584	0	88.8	100.0

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
電子計算機費	155,491,000	133,162,995	22,328,005	85.6
統計調査総務費	496,000	14,164	481,836	2.9
各種統計調査費	6,869,000	349,252	6,519,748	5.1
計	162,856,000	133,526,411	29,329,589	82.0

4. 主な事務事業の執行状況

(1) 電算システム運用事業

基幹系システム（住民記録・税・福祉などのデータを管理し、処理するシステム）の管理運用を行い、事務処理の効率化や住民サービスの向上を図っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、97,583,180円である。

(2) 電子自治体推進事業

電子自治体の実現による行政サービスの高度化や行政の内部事務の効率化を図るため、機器等の管理運用、人材の育成、情報の安全性の確保を行っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、35,166,045円である。

(3) 基幹統計調査事業

統計法に基づく統計調査（基幹統計）を実施することにより、各種行政施策等の基礎資料を得ている。今年度は、工業統計調査、経済センサス、住宅・土地統計調査及び漁業センサス調査の年である。

9月末現在の支出負担行為済額は、336,927円である。

5. 監査の結果（所見）

電子自治体の推進が標榜され、事務処理の効率化と住民サービスの向上等、地方自治体の情報化が急速に進む一方、情報セキュリティ対策が大きな課題となっている。業務によっては、一たび情報システムが障害発生等により停止すると、市民生活に大きな影響を与えることになる。

現況、基幹系54システムが稼働し、情報システム管理運用規程に基づいたシステム管理やクラウド化等の復旧対策が施されている。情報システムの円滑な稼働とともに、システムへの不正侵入や外部への情報漏洩、システムダウン等の事件や事故（インシデント）へのセキュリティ対策等、全職員を含む情報資源全般を対象とした組織的な危機管理が求められている。

地震や風水害等による大規模災害が発生した際、応急対策や復旧・復興対策を実施する一方、災害時であっても継続して行うべき業務も存在している。このような非常事態であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保していくことが重要である。

情報セキュリティ対策は、日々変化する脅威や技術に応じて不断に見直していくことが必要とされるものであり、引き続き、情報資産の適正管理に努められたい。

《社会安全課・危機管理室》

1. 事務の概要

本課には、生活安全係及び自治振興係、危機管理室内に消防防災係が置かれている。

分掌事務としては、消防団、防災対策及び災害給付、国民保護、交通安全対策、消費生活、行政事務委託及び市民との協働の推進に関することが主なものである。

2. 職員の配置状況（平成30年9月1日現在）

区分	課長	危機管理室長	副課長	主幹	副主幹	係長	副主査	主事	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
社会安全課	1	1	1	2	1	(4)	1	3	10 (4)
生活安全係				1		(1)	1		2 (1)
自治振興係						(1)		1	1 (1)
危機管理室									
消防防災係				1	1	(2)		2	4 (2)

注、()内は事務取扱職員又は兼務職員である。他に非常勤職員1名を配置している。

3. 予算の執行状況（平成30年9月30日現在）

歳入

科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
交通安全対策特別交付金	6,676,000	3,053,000	3,053,000	0	45.7	100.0
総務費国庫補助金	33,600,000	0	0	0	0.0	—
総務費県補助金	3,977,000	3,865,000	0	3,865,000	0.0	0.0
商工費県補助金	1,685,000	0	0	0	0.0	—
消防費県補助金	4,238,000	4,305,000	0	4,305,000	0.0	0.0
総務費委託金	1,077,000	1,173,000	0	1,173,000	0.0	0.0
雑入	2,833,000	2,832,000	0	2,832,000	0.0	0.0
計	54,086,000	15,228,000	3,053,000	12,175,000	5.6	20.0

歳出

科目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
文書広報費	23,161,000	22,911,212	249,788	98.9
防災対策費	76,998,000	58,085,961	18,912,039	75.4
交通安全対策費	20,424,000	13,770,085	6,653,915	67.4
コミュニティ費	5,227,000	4,831,379	395,621	92.4
諸費	3,710,000	3,366,675	343,325	90.7
商工業振興費	2,270,000	1,090,950	1,179,050	48.1
常備消防費	871,608,000	610,126,000	261,482,000	70.0
非常備消防費	44,944,000	24,383,110	20,560,890	54.3
消防施設費	83,001,000	42,319,390	40,681,610	51.0
土木施設災害復旧費	3,900,000	2,700,000	1,200,000	69.2
計	1,135,243,000	783,584,762	351,658,238	69.0

4. 主な事務事業の執行状況

(1) 行政事務委託事業

市行政の執行にあたり、市民に対して行政事務連絡の周知徹底を図り、市と町内会との連絡を円滑にするため、広報配布などの行政事務を町内会へ委託している。また、町内会長等への広報等の配布については、シルバー人材センターへ委託している。

9月末現在の支出負担行為済額は、17,451,212円である。

(2) 町内会連合協議会事業

町内会は、住民の自主的な組織であり、市民が市政への積極的な参加をする上で、また、行政が住民福祉を推進する上で重要な役割を担っている。その町内会相互の連絡調整、市政への協力を目的とした館山市町内会連合協議会に対して補助し、各町内会の円滑な運営及び活動を図っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、5,460,000円である。

(3) 交通安全対策事業

市道上の交通危険箇所へカーブミラー、ガードレール等安全施設を設置するとともに、それらの維持管理を行い、交通事故を防ぎ、安全な交通を確保している。

今年度は、市道上に設置されている道路案内標識や警戒標識等を適正に管理していくため、修繕計画を策定する。また、通学路において交通指導員による登校指導を行い、子ども達の事故防止を図っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、13,164,785円である。

(4) コミュニティ事業

町内会や各地区コミュニティ委員会が実施する事業（コミュニティ活動推進事業、コミュニティ集会施設等整備事業、宝くじ助成事業）に対して支援を行っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、3,148,379円である。

(5) 防犯対策事業

都市化の進展や生活形態の変化により、複雑・多様化する犯罪に館山警察署等関係機関、団体と連携をとり、防犯パトロール車「青パト」の活用や防犯啓発を行い、安全で安心な犯罪のないまちづくりを推進している。

9月末現在の支出負担行為済額は、3,366,675円である。

(6) 防災対策

地域防災事業では、計画的に地域防災力を向上させるとともに、大規模な災害時に円滑かつ的確に災害対応を実行するため、「館山市地域防災計画（改訂版）」の策定を行っている。また、地域防災活動のリーダーを育成する防災士養成研修を実施している。

防災行政無線事業では、災害時の初動段階として重要な情報伝達機能である防災行政無線のデジタル化の推進とともに、災害対応事業として、防災無線放送が聴こえづらい環境の市民や各地区町内会長、独居高齢者、視覚障がい者及び介護施設管理者等に対して、事前に登録された電話番号に館山市が発令する「避難勧告等」の情報を自動音声ガイダンスで知らせる「たてやま安心電話」の導入が進められている。

また、大規模災害時に、市民や観光客、外国人などが迅速かつ確実に安全な指定避難場所に避難できるように、災害別のピクトグラムを使用した避難場所標識の整備や、上空からの災害救助活動を想定したヘリサインの整備が進められている。

9月末現在の支出負担行為済額は、地域防災事業で3,881,000円、防災行政無線事業で50,327,434円、災害対応事業で1,566,691円である。

(7) 消防

消防に関して、主に、次の事業を実施している。

一部事務組合事務として、常備消防を行っている安房郡市広域市町村圏事務組合に

対し、維持・運営等の経費を規約に基づき負担している。

消防団事業として、消防団を組織し、水火災等の災害から市民の生命財産を守り、消防団員の活動能力の向上と消防団の活性化を図っている。

消防機材整備事業として、消防団が適切に活動を行えるよう、機械器具を計画的に整備し、火災発生時等に迅速かつ効果的に活動ができるようにしている。今年度は、消防ポンプ自動車2台の更新を行った。

消防施設整備事業として、消防団詰所や防火水槽等を適切に維持管理することで、災害や火災発生時に迅速かつ効果的に活動ができるようにしている。今年度は、津波危険区域内にある老朽化の著しい消防団詰所を高台へ新設移転を行った。

9月末現在の支出負担行為済額は、一部事務組合事務で610,126,000円、消防団事業で22,413,110円、消防機材整備事業で18,465,287円、消防施設整備事業で23,854,103円である。

5. 監査の結果（所見）

近年、全国的にも大規模な自然災害が発生し、災害等に的確かつ迅速に対応できる危機管理体制の確保と地域防災力の向上が求められている。災害ボランティアに象徴される市民や地域、行政・防災関連機関の三者がそれぞれの役割を分担し、協力して行う「自助・共助・公助」の連携の必要性が重視されている。

今年度、災害時の初動段階として重要な情報伝達機能である防災行政無線のデジタル化の推進とともに、避難勧告等の情報を自動音声ガイダンスで知らせる「たてやま安心電話」の導入が進められている。

また、防火水槽の耐震化や消防ポンプ自動車の更新等、消防施設・設備等の整備とともに、消防団員の安全装備品の整備、防災士養成研修などの人材育成や女性消防部の発足等、各種事業が総括的かつ計画的に展開されており、大いに評価できる。

今年度、被害想定の見直し等、大規模な災害時に的確な災害対応を図る「館山市地域防災計画（改訂版）」の策定が進められており、引き続き、地域防災力の向上と積極的な情報発信に努められたい。

総務部

《 総務課 》

1. 事務の概要

本課には、行政管理係、人事研修係及び福利厚生係が置かれている。

分掌事務としては、条例・規則等の審査、文書管理、組織及び事務分掌、情報公開制度、個人情報保護制度、職員の任免、職員の定数及び配置、職員の給与及び報酬、職員の研修及び福利厚生に関することが主なものである。

2. 職員の配置状況（平成30年9月1日現在）

区分	課長	副課長	副主幹	係長	主査	副主査	主任主事	主事	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
総務課	1	1	1	1 (2)	1	2	1	2	10 (2)
行政管理係			1	(1)		1	1		3 (1)
人事研修係				(1)	1			2	3 (1)
福利厚生係				1		1			2

注、()内は事務取扱職員又は兼務職員である。他に併任職員（衛生管理者）1名を配置している。

3. 予算の執行状況（平成30年9月30日現在）

歳入

科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
一般会計	円	円	円	円	%	%
総務手数料	9,000	9,600	9,600	0	106.7	100.0
総務費委託金	28,000	23,000	23,000	0	82.1	100.0
県委譲事務交付金	1,098,000	0	0	0	0.0	—
一般寄附金	0	460,000	460,000	0	—	100.0
雑入	2,815,000	1,244,810	1,060,393	184,417	37.7	85.2
計	3,950,000	1,737,410	1,552,993	184,417	39.3	89.4
国民健康保険特別会計						
雑入	0	34,967	0	34,967	—	0.0
後期高齢者医療特別会計						
雑入	0	10,796	0	10,796	—	0.0
介護保険特別会計						
雇用保険掛金	91,000	32,151	32,151	0	35.3	100.0
雑入	0	34,699	3,784	30,915	—	10.9
計	91,000	66,850	35,935	30,915	39.5	53.8
下水道事業特別会計						
雑入	5,000	15,253	2,179	13,074	43.6	14.3
計	5,000	15,253	2,179	13,074	43.6	14.3

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
一般会計	円	円	円	%
人 件 費 等	3,133,497,000	1,470,429,071	1,663,067,929	46.9
一 般 管 理 費	20,433,000	12,420,421	8,012,579	60.8
文 書 広 報 費	2,083,000	872,257	1,210,743	41.9
財 産 管 理 費	2,601,000	1,089,825	1,511,175	41.9
計	3,158,614,000	1,484,811,574	1,673,802,426	47.0
国民健康保険特別会計				
人 件 費	39,605,000	18,331,648	21,273,352	46.3
後期高齢者医療特別会計				
人 件 費	23,298,000	11,133,350	12,164,650	47.8
介護保険特別会計				
人 件 費 等	106,431,000	47,962,419	58,468,581	45.1
下水道事業特別会計				
人 件 費 等	77,595,000	37,393,948	40,201,052	48.2

4. 主な事務事業の執行状況

(1) 総務事務費

人員配置後における緊急的事由により職員数が不足した場合に非常勤職員を雇用し、事務の円滑な遂行を図っている。更に、障害者雇用率達成のために障害者を非常勤職員として雇用している。また、人事・給与システムを導入し、例月給与等の支払業務を行っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、6,783,423円である。

(2) 職員育成事業

職員の能力開発と公務能率の向上を目指し、日本経営協会、千葉県自治研修センター、市町村アカデミー等への派遣研修等を実施している。

9月末現在の支出負担行為済額は、920,861円である。

(3) 福利厚生事業

職員の福利厚生として、健康相談や労働安全衛生法に基づく職員及び非常勤職員に対する定期健康診断などを行っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、509,205円である。

(4) 法規事務

顧問弁護士2名を置き、市の業務に関して生じた法律問題について相談と、弁護士を講師とした法律研修を実施し、職員の法務能力向上を図っている。

また、法令等の改正に伴う正確かつ迅速な例規改正及び例規類集の更新を行い、市民への一層迅速な情報提供を行うための「総合法令例規管理システム」を構築すると

ともに、構築後のデータベース更新作業を行っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、3,510,152円である。

(5) 第三者委員会事務

平成20年に市立中学校生徒が自死したことについて、その全容を明らかにし、再発防止を図るため、第三者委員会による調査・審議を行っている。平成28年から合計29回の委員会における審議を経て、今年度、調査報告書の提出がなされた。

9月末現在の支出負担行為済額は、696,780円である。

5. 監査の結果（所見）

総務課では、多様化する行政需要に的確に対応できる効率的な組織・人員体制の構築や生産性の向上を図るため、業務量等の各種調査分析に基づく「人的資源活用調査」を実施し、同調査結果等を活用した「職員人材育成基本方針（改訂）」及び「定員適正化計画（第6期）」の策定作業を進めている。

人的資源管理は、経営資源を構成する他の3要素（生産管理・財務管理・情報管理）の中でも、自治体経営を考える上で、最も根源的な重要性を有する。近年、多様化する市民ニーズへの対応や職員一人ひとりの業務負担の増加によって、不適正な事務処理のリスクが拡大することが懸念され、複雑化する業務に内在する様々なリスク（紛失・事務遅延・支給誤り・情報漏洩等）に的確な対応を図る内部統制体制の整備・運用が求められている。

人口減少等の社会情勢や行政ニーズの変化、経営・財務リスク等を的確に把握し、引き続き、効果的な研修体制の確保とともに、適正な定員管理と内部統制体制を見据えた組織編制を協議・検討されたい。

一方で、職員のメンタルヘルスへの対応も重要となっている。職員が心身ともに健康であり、各々の能力が最大限に発揮できる状態で業務に従事することが市民サービスの向上に繋がる。専門相談体制や職員向け（セルフケア）・管理職向け（ラインケア）研修の充実とともに、各種相談・調査の分析結果による課題把握と活用等、引き続き、メンタル不調を未然に防止する職場環境の改善に努められたい。

《 行 革 財 政 課 》

1. 事務の概要

本課には、行財政改革係及び財政係が置かれている。

分掌事務としては、行財政改革の推進、予算の調製及び執行、財政計画・財政事情等の作成・公表及び市債の発行手続きに関することが主なものである。

2. 職員の配置状況（平成30年9月1日現在）

区 分	課長	副課長	係長	副主査	主任主事	主事	計
	人	人	人	人	人	人	人
行革財政課	1	1	1 (1)	2	2	1	8 (1)
行財政改革係			1	1	1		3
財 政 係			(1)	1	1	1	3 (1)

注、() 内は事務取扱職員である。

3. 予算の執行状況（平成30年9月30日現在）

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
地方揮発油譲与税	37,000,000	9,832,000	9,832,000	0	26.6	100.0
自動車重量譲与税	93,000,000	22,536,000	22,536,000	0	24.2	100.0
利子割交付金	5,500,000	2,911,000	2,911,000	0	52.9	100.0
地方消費税交付金	899,000,000	521,055,000	521,055,000	0	58.0	100.0
ゴルフ場利用税交付金	30,000,000	12,141,010	12,141,010	0	40.5	100.0
自動車取得税交付金	41,800,000	13,464,000	13,464,000	0	32.2	100.0
地方交付税	3,964,872,000	2,783,559,000	2,783,559,000	0	70.2	100.0
利子及び配当金	762,000	406,658	406,658	0	53.4	100.0
ふるさと納税寄附金	16,182,000	52,615,905	43,210,905	9,405,000	267.0	82.1
財政調整基金繰入金	231,993,000	0	0	0	0.0	—
フレフレ・たてやま 応援基金繰入金	83,292,000	83,291,772	83,191,772	100,000	99.9	99.9
繰越金	594,516,696	594,517,505	594,517,505	0	100.0	100.0
雑入	16,150,000	8,438,000	8,422,000	16,000	52.1	99.8
総務債	46,300,000	0	0	0	0.0	—
衛生債	55,700,000	0	0	0	0.0	—
農林水産業債	11,300,000	0	0	0	0.0	—
商工債	25,700,000	0	0	0	0.0	—
土木債	405,600,000	0	0	0	0.0	—
消防債	35,200,000	0	0	0	0.0	—
教育債	33,000,000	0	0	0	0.0	—
災害復旧債	5,600,000	0	0	0	0.0	—
臨時財政対策債	691,600,000	0	0	0	0.0	—
計	7,324,067,696	4,104,767,850	4,095,246,850	9,521,000	55.9	99.8

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
一 般 管 理 費	328,000	97,775	230,225	29.8
財 政 管 理 費	3,167,000	3,013,275	153,725	95.1
元 金	1,633,184,000	803,890,457	829,293,543	49.2
利 子	160,401,000	82,228,721	78,172,279	51.3
一 時 借 入 金	1,000,000	0	1,000,000	0.0
財 政 調 整 基 金 費	757,000	406,656	350,344	53.7
フ レ フ レ ・ た て や ま 費	22,788,000	22,782,964	5,036	100.0
応 援 基 金 費				
予 備 費	26,323,728	0	26,323,728	0.0
計	1,847,948,728	912,419,848	935,528,880	49.4

4. 主な事務事業の執行状況

(1) 財政事務費

予算・決算・交付税・地方債等の財政事務に係る経費を支出している。主な支出は、財務会計システム利用に係るインターネット等通信料である。

9月末現在の支出負担行為済額は、3,013,275円である。

(2) 予算の調製と執行状況

一般会計予算は、当初予算額17,953,000,000円、5月補正予算額30,659,000円、6月補正予算額16,766,000円、9月補正予算額172,273,000円、前年度繰越明許費89,770,696円で、予算現額（9月末現在）は18,262,468,696円となっている。

9月末現在の執行状況は支出負担行為済額が、9,390,254,322円で、執行率は51.4%となっており、前年度と比べ2.7ポイント減少している。

(3) 市債の管理

市債の現在高（9月末現在）は16,882,134,543円で、前年度と比べ316,048,457円（1.8%）の減となっている。

9月末現在市債に係る償還金の支出負担行為済額は、元金803,890,457円、利子82,228,721円である。

5. 監査の結果（所見）

人口減少・少子高齢化社会においても持続可能な財政構造への転換を図るため、「第三次館山市行財政改革方針（平成30年度～平成34年度）」による歳入確保・歳出削減、公共施設の見直し等が進められ、同方針において単年度4億円規模の行財政効果額を目指している。

次年度に向けて、市営プール（2施設）・老人福祉センター（2施設）の指定管理者の公募や、電話交換・郵便事務等を包括的に委託する「総務事務センター」導入等の準備が進められている。

今後とも、財政の自主性や弾力性を高める一般財源の大幅な増加は期待できない一方で、少子高齢化の進展に伴う社会保障関連経費や、喫緊の課題である大規模事業（第三中学校・学校給食センター整備、清掃センター改修）の実施、公共施設等の大量更新期の到来に伴う財政需要が増加することにより、本市の財政状況は、依然として楽観できる状況にない。

同方針を柱に、既存事業の見直しや規模の適正化、各種補助金等の見直しなどをはじめ、委託可能な事務事業を精査し、積極的な民間委託の推進等により、より一層の「選択と集中」による持続可能で安定的な財政の確立、維持に努められたい。

《 管 財 契 約 課 》

1. 事務の概要

本課には、管財係、債権管理係、契約係及び検査係が置かれている。

分掌事務としては、公有財産の管理、市庁舎の管理、庁用自動車の管理、入札及び契約、工事の検査に関することが主なものである。

2. 職員の配置状況（平成30年9月1日現在）

区 分	課長	副課長	副主幹	係長	副主査	主任主事	主事	技師	検査員	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
管財契約課	1	1	2	1 (3)	1	1	1	1	(8)	9 (11)
管財係				(1)				1		1 (1)
債権管理係			1	(1)		1				2 (1)
契約係				1	1		1			3
検査係			1	(1)					(8)	1 (9)

注、（ ）内は事務取扱職員又は兼務職員である。他に4名の非常勤職員を配置している。

3. 予算の執行状況（平成30年9月30日現在）

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
総務使用料	3,257,000	2,730	2,730	0	0.1	100.0
財産貸付収入	14,270,000	6,606,138	5,848,294	757,844	41.0	88.5
利子及び配当金	58,000	20,385	20,385	0	35.1	100.0
不動産売払収入	1,000	33,012,457	33,012,457	0	3,301,245.7	100.0
雑 入	2,199,000	3,810,682	3,777,394	33,288	171.8	99.1
計	19,785,000	43,452,392	42,661,260	791,132	215.6	98.2

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
一 般 管 理 費	2,277,000	2,081,337	195,663	91.4
財 産 管 理 費	84,733,800	57,290,748	27,443,052	67.6
土 地 開 発 基 金 費	58,000	20,385	37,615	35.1
計	87,068,800	59,392,470	27,676,330	68.2

4. 主な事務事業の執行状況

(1) 契約事務事業

市の契約業務を行っている。入札手続きの電子化による受注者の事務手続きの負担軽減や利便性の向上等を図るため、千葉県電子自治体共同運営協議会の「ちば電子調達システム」に参加し、使用料を支出している。

9月末現在の支出負担行為済額は、2,081,337円である。

(2) 管財事務事業

庁舎内で使用する電話や電子複写機等の管理、コピー用紙・印刷用インク等消耗品などの購入を行っている。

また、市の代表電話にかかってきた、市の行政全般についての相談、苦情、要望等の取次ぎ業務を行い、市民サービスの向上を図っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、6,180,651円である。

(3) 庁用自動車管理事務事業

公用で使用する公用車・大型バス・私有自動車の管理を行っている。公用車については、管財契約課で一元管理して経費節減を図っており、現在は市有車両131台とリース車両11台の運用を行っている。

なお、別に教育総務課のリース車両1台と商工観光課の車両1台の運用も行っているため、館山市で保有する公用車は、全体で144台である。

9月末現在の支出負担行為済額は、10,673,382円である。

(4) 庁舎管理事業

本庁舎（本館～3号館）、4号館、メディアセンター他の建物及び設備の維持管理、電気・水道・下水道使用料の支払い等を行っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、39,936,527円である。

5. 監査の結果（所見）

管財契約課では、庁用で使用する公用車、大型バス、私有自動車の管理を行っており、共用自動車については、一元管理による事務の効率化と高い稼働率を保持している。

今年度には、安全対策として庁用自動車へドライブレコーダー（４４台）を設置し、事件・事故の発生時には、映像記録等の提供に関する協定を締結している館山地区安全運手管理者協議会へ映像記録を情報提供し、事故の早期解決、被害拡大防止を図っている。

庁用自動車の管理運用にあたっては、引き続き、日常の点検整備や職員の意識向上に資する安全運転講習会の充実等、私有自動車の運行を含めた事故防止への指導・情報共有に努められたい。

債権管理業務においては、昨年度に策定された「館山市債権管理基本方針」を受け、今年度から同課に「債権管理係」や庁内組織「館山市債権管理連絡調整会議」が新設され、「債権管理条例」及び「同施行規則」の施行（平成３１年１月１日）に至っている。

債権管理台帳やマニュアルの整備等、引き続き、各債権管理課・担当者への指導・助言及び継続的・効果的な内部統制体制の整備・運用に努められたい。

《 税 務 課 》

1. 事務の概要

本課には、市民税係及び資産税係が置かれている。

分掌事務として、市（県）民税、国民健康保険税及び介護保険料の申告・賦課、市民税等の課税資料の整備保管、固定資産税及び都市計画税の課税客体の調査・賦課、固定資産税等の課税資料の整備保管に関するものが主なものである。

2. 職員の配置状況（平成３０年９月１日現在）

区 分	課長	副課長	係長	副主査	主任主事	主事	計
	人	人	人	人	人	人	人
税 務 課	1	1	1 (1)	3	1	8	15 (1)
市民税係			1		1	6	8
資産税係			(1)	3		2	5 (1)

注、（ ）内は兼務職員である。他に非常勤職員３名を配置している。

3. 予算の執行状況（平成30年9月30日現在）

歳入

科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
市民税	2,275,661,000	2,323,572,581	974,788,927	1,348,783,654	42.8	42.0
個人市民税	1,947,721,000	2,134,157,037	795,439,427	1,338,717,610	40.8	37.3
法人市民税	327,940,000	189,415,544	179,349,500	10,066,044	54.7	94.7
固定資産税	2,274,599,000	2,525,605,761	1,580,710,909	944,894,852	69.5	62.6
固定資産税	2,268,426,000	2,519,432,061	1,574,536,909	944,895,152	69.4	62.5
交付金	6,173,000	6,173,700	6,174,000	△300	100.0	100.0
軽自動車税	141,236,000	156,547,955	143,755,611	12,792,344	101.8	91.8
市たばこ税	400,069,000	206,474,861	170,375,930	36,098,931	42.6	82.5
入湯税	30,694,000	15,842,300	15,435,410	406,890	50.3	97.4
都市計画税	471,250,000	527,540,172	329,918,867	197,621,305	70.0	62.5
配当割交付金	13,000,000	6,349,000	6,349,000	0	48.8	100.0
株式等譲渡所得割交付金	5,000,000	0	0	0	0.0	—
国有提供施設等所在市町村助成交付金	58,000,000	0	0	0	0.0	—
地方特例交付金	18,000,000	22,125,000	22,125,000	0	122.9	100.0
総務手数料	420,000	232,750	232,750	0	55.4	100.0
総務費委託金	71,730,000	71,285,820	54,196,320	17,089,500	75.6	76.0
延滞金	3,000,000	1,609,262	1,564,964	44,298	52.2	97.2
弁償金	9,000	4,800	4,800	0	53.3	100.0
雑入	639,000	3,738	3,738	0	0.6	100.0
計	5,763,307,000	5,857,194,000	3,299,462,226	2,557,731,774	57.2	56.3

注、滞納繰越分を含む。

歳出

科目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
税務総務費	27,314,000	20,768,312	6,545,688	76.0

国民健康保険特別会計

歳入

科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
一般被保険者国民健康保険税	1,162,687,000	1,479,261,033	452,386,133	1,026,874,900	38.9	30.6
退職被保険者等国民健康保険税	12,419,000	13,023,496	3,835,176	9,188,320	30.9	29.4
一般被保険者延滞金	1,600,000	1,033,599	1,034,599	△1,000	64.7	100.1
退職被保険者等延滞金	1,000	0	0	0	0.0	—
滞納処分費	481,000	0	0	0	0.0	—
雑入	1,000	0	0	0	0.0	—
計	1,177,189,000	1,493,318,128	457,255,908	1,036,062,220	38.8	30.6

注、滞納繰越分を含む。

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
賦課徴収費	2,389,000	1,940,169	448,831	81.2

介護保険特別会計

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
第1号被保険者料	1,160,213,000	1,231,667,613	601,723,201	629,944,412	51.9	48.9
第1号被保険者延滞金	1,000	72,340	72,340	0	7,234.0	100.0
雑入	1,000	0	0	0	0.0	—
計	1,160,215,000	1,231,739,953	601,795,541	629,944,412	51.9	48.9

注、滞納繰越分を含む。

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
賦課徴収費	2,493,000	2,308,271	184,729	92.6

4. 主な事務事業の執行状況

(1) 市税等の課税状況

科 目	30年度		29年度		増 減	
	調 定 額	納税義務者数	調 定 額	納税義務者数	調 定 額	納税義務者数
	円	人	円	人	円	人
市 民 税	2,323,572,581	23,912	2,334,645,172	23,987	△ 11,072,591	△ 75
個人市民税	2,134,157,037	22,893	2,144,423,974	22,984	△ 10,266,937	△ 91
法人市民税	189,415,544	1,019	190,221,198	1,003	△ 805,654	16
固 定 資 産 税	2,525,605,761	27,176	2,589,182,901	27,234	△ 63,577,140	△ 58
固定資産税	2,519,432,061	27,165	2,582,641,101	27,223	△ 63,209,040	△ 58
交付金	6,173,700	11	6,541,800	11	△ 368,100	0
軽自動車税	156,547,955	15,880	150,413,989	15,720	6,133,966	160
市たばこ税	206,474,861	7	218,460,228	6	△ 11,985,367	1
入湯税	15,842,300	125,268	16,345,700	128,998	△ 503,400	△ 3,730
都市計画税	527,540,172	27,165	536,797,920	27,223	△ 9,257,748	△ 58
計	5,755,583,630	219,408	5,845,845,910	223,168	△ 90,262,280	△ 3,760
国民健康保険税	1,492,284,529	14,493	1,664,982,758	15,243	△ 172,698,229	△ 750
一般被保険者	1,479,261,033	14,373	1,637,334,408	14,965	△ 158,073,375	△ 592
退職被保険者等	13,023,496	120	27,648,350	278	△ 14,624,854	△ 158
介護保険料	1,231,667,613	18,301	1,229,205,600	18,172	2,462,013	129

※ 納税義務者数は現年課税分である。

市税の調定額は 5,755,583,630 円（納税義務者数 219,408 人）で、前年度と比べ 90,262,280 円(1.5%)の減となっている。

国民健康保険税の調定額は 1,492,284,529 円(納税義務者数 14,493 人)で、前年度と比べ 172,698,229 円 (10.4%)の減となっている。

介護保険料の調定額は 1,231,667,613 円(納税義務者数 18,301 人)で、前年度と比べ 2,462,013 円(0.2%)の増となっている。

(2) 賦課事務

的確に課税客体を把握するとともに、電算システムの活用により、税制改正に対応した、公平で適正な課税を行っている。

具体的には、各種課税システムの導入により、市県民税（国税を含む。）の申告受付事務及び固定資産税における家屋評価計算等を効率的に処理している他、納税通知書作成や、固定資産税に関する土地評価業務、現況地番図及び公図の更新業務などを民間業者に委託し、事務の効率化を図っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、一般会計で 20,768,312 円、国民健康保険特別会計で 1,940,169 円、介護保険特別会計で 2,308,271 円である。

5. 監査の結果（所見）

法令に基づく賦課・課税業務は、厳正な事務処理が求められることから、法令の読解力や解釈力、制度の理解力等、職員個々の専門的な知識と経験の習得が求められる。複雑・高度化する税制体系に伴う事務リスクも高く、業務マニュアルや業務フローチャート、業務引継書の整備による事務手続きの可視化等、関係機関を含めた組織的・継続的な情報共有が求められる。

本監査で、重点事項として確認した固定資産税等減免手続きにおいては、「館山市固定資産税及び都市計画税減免事務取扱要領」により、適正に処理されていた。

業務配分の評価・活用による職員の過度な負担軽減等、事務処理上の効率化や業務リスクに応じた適正な人員配置を含め、引き続き、複数の職員によるチェック体制等、適切な内部統制と進行管理に努められたい。

《 納 税 課 》

1. 事務の概要

本課には、収納管理係及び納税推進係が置かれている。

分掌事務として、市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納管理、徴収及び滞納処分に関することが主なものである。

2. 職員の配置状況（平成30年9月1日現在）

区 分	課長	副課長	副主幹	係長	副主査	主任主事	主事	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
納 税 課	1	1	1 (1)	(3)	2	1	3 (1)	9 (5)
収 納 管 理 係				(1)			2	2 (1)
納 税 推 進 係			1 (1)	(2)	2	1	1 (1)	5 (4)

注、() 内は事務取扱職員又は兼務職員である。他に非常勤職員3名を配置している。

3. 予算の執行状況（平成30年9月30日現在）

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
賦 課 徴 収 費	46,988,000	37,140,870	9,847,130	79.0

国民健康保険特別会計

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
賦 課 徴 収 費	3,680,000	381,815	3,298,185	10.4
一 般 被 保 険 者 保 険 税 還 付 金 及 び 還 付 加 算 金	6,000,000	2,392,635	3,607,365	39.9
退 職 被 保 険 者 等 保 険 税 還 付 金 及 び 還 付 加 算 金	20,000	0	20,000	0.0
計	9,700,000	2,774,450	6,925,550	28.6

後期高齢者医療特別会計

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
普通徴収保険料	1,901,000	9,182,696	833,490	8,349,206	43.8	9.1
延滞金	1,000	10,100	10,100	0	1,010.0	100.0
保険料還付金	999,000	0	0	0	0.0	—
還付加算金	1,000	0	0	0	0.0	—
雑入	1,000	0	0	0	0.0	—
計	2,903,000	9,192,796	843,590	8,349,206	29.1	9.2

※滞納繰越分のみ（現年度分は健康福祉部市民課が所管）

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
徴 収 費	603,000	60,625	542,375	10.1
保 険 料 還 付 金	1,000,000	960,460	39,540	96.0
還 付 加 算 金	1,000	0	1,000	0.0
計	1,604,000	1,021,085	582,915	63.7

介護保険特別会計

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
賦 課 徴 収 費	832,000	193,571	638,429	23.3
第1号被保険者保険料 還付金及び還付加算金	1,500,000	1,264,840	235,160	84.3
計	2,332,000	1,458,411	873,589	62.5

4. 主な事務事業の執行状況

(1) 徴収事務

金融機関、コンビニエンスストア、クレジットカード、口座振替等により納付された市税・保険料を適正に収納するとともに、未納者に対して督促を行い、納付勧奨を行っている。

その後も納付のない滞納者に対しては、財産差押等の滞納処分を行い、併せて、国民健康保険税では資格証の審査を行い、滞納市税・保険料の縮減を図っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、一般会計で5,676,322円、国民健康保険特別会計で381,815円、後期高齢者医療特別会計で60,625円、介護保険特別会計で193,571円である。

(2) 還付事務

過年度に収納された市税・保険料に過誤納金が生じた場合、歳入還付ができないので、歳出により納税者等に返還している。

9月末現在の支出負担行為済額は、一般会計で31,464,548円、国民健康保険特別会計で2,392,635円、後期高齢者医療特別会計で960,460円、介護保険特別会計で1,264,840円である。

(3) 市税等の徴収状況

市税の収納状況（9月末現在）は、調定額5,755,583,630円に対し、収入済額は3,214,985,654円で、収納率は55.9%となっており、前年度と比べて0.6ポイントの増となっている。

国民健康保険税の収納状況（9月末現在）は、調定額1,492,284,529円に対し、収入済額は456,221,309円で、収納率は30.6%となっており、前年度と比べて1.3ポイン

トの増となっている。

後期高齢者医療保険料の収納状況（9月末現在）は、現年分では調定額 510,078,600 円に対し、収入済額は 230,766,000 円で、収納率は 45.2%となっており、前年度と比べて 2.9 ポイントの減となっている。また、滞納繰越分では調定額 9,182,696 円に対し、収入済額は 833,490 円で、収納率は 9.1%となっており、前年度と比べて 5.0 ポイントの減となっている。

介護保険料の収納状況（9月末現在）は、調定額 1,231,667,613 円に対し、収入済額は 601,723,201 円で、収納率は 48.9%となっており、前年度と比べ 1.2 ポイントの増となっている。

なお、これらの歳入に係る事務分掌は、納税課の他に税務課、市民課も所管となっている。

5. 監査の結果（所見）

本市が今後とも、社会経済状況の変化に伴う多様な行政需要に対応していくためには、健全な財政運営の確立が必要である。そのためにはまず、安定した財源の確保が必要であり、特に自主財源の確保が重要となる。

主要な自主財源である市税収入については、納付環境の整備（管理部門）とともに、市税等滞納整理基本方針に基づいたマネジメントの実践による滞納整理（収納部門）が進められてきた結果、近年、高い水準の徴収率を維持している。

今年度は、地方税法第 48 条に基づいた「徴取引継ぎ」制度を活用し、県税事務所との連携による個人住民税の高額滞納案件に着手するなど、収入未済額の大幅な縮減への積極的な取組みは、大いに評価するところである。

課題とする生活困窮者に対する措置については、引き続き、関係機関・部署との連携を図り、慎重な判断を継続して実施するとともに、課税部門と管理・収納部門との横断的な連携と内部統制の確立による安定した市税等の収入確保に努められたい。

健康福祉部

《 市 民 課 》

1. 事務の概要

本課には、市民係、戸籍係、国保係及び高齢者医療年金係が置かれている。

分掌事務としては、各種届出の受付及び各種証明書の交付、住民基本台帳法に基づく住民記録、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナンバー制度、戸籍、犯歴・破産・後見登記、人口動態、市民相談、国民年金、国民健康保険及び後期高齢者医療に関することが主なものである。

2. 職員の配置状況（平成30年9月1日現在）

区 分	課長	副課長	副主幹	係長	副主査	主任主事	主事	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
市 民 課	1	1	1	2 (2)	4	1	9	19 (2)
市 民 係				(1)	1		3	4 (1)
戸 籍 係				1	1		2	4
国 保 係			1	(1)	1	1	2	5 (1)
後期高齢者医療年金係				1	1		2	4

注、() 内は事務取扱職員又は兼務職員である。他に非常勤職員9名と市民相談嘱託員2名を配置している。

3. 予算の執行状況（平成30年9月30日現在）

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
総 務 手 数 料	28,064,000	12,912,500	12,912,500	0	46.0	100.0
民生費国庫負担金	56,814,000	0	0	0	0.0	—
総務費国庫補助金	10,835,000	1,875,000	1,875,000	0	17.3	100.0
総 務 費 委 託 金	220,000	209,000	102,000	107,000	46.4	48.8
民 生 費 委 託 金	11,949,000	4,334,000	2,477,000	1,857,000	20.7	57.2
民生費県負担金	302,358,000	0	0	0	0.0	—
総 務 費 委 託 金	57,000	0	0	0	0.0	—
雑 入	1,000	120	120	0	12.0	100.0
計	410,298,000	19,330,620	17,366,620	1,964,000	4.2	89.8

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
諸 費	805,000	383,280	421,720	47.6
戸籍住民基本台帳費	30,399,000	16,762,347	13,636,653	55.1
社会福祉総務費	448,593,000	0	448,593,000	0.0
国民年金事務費	2,098,000	825,608	1,272,392	39.4
後期高齢者医療費	847,388,000	642,963,820	204,424,180	75.9
計	1,329,283,000	660,935,055	668,347,945	49.7

国民健康保険特別会計

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
一部負担金	2,000	0	0	0	0.0	—
国庫支出金	1,000	0	0	0	0.0	—
県支出金	4,144,030,000	4,074,633,557	1,875,416,000	2,199,217,557	45.3	46.0
財産収入	119,000	73,959	73,959	0	62.2	100.0
繰入金	516,367,000	67,774,000	67,774,000	0	13.1	100.0
繰越金	26,000,000	490,330,714	490,330,714	0	1,885.9	100.0
諸収入	5,211,000	3,772,345	2,506,963	1,265,382	48.1	66.5
計	4,691,730,000	4,636,584,575	2,436,101,636	2,200,482,939	51.9	52.5

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
総 務 費	34,430,000	21,721,459	12,708,541	63.1
保 険 給 付 費	4,142,821,211	1,805,292,026	2,337,529,185	43.6
国民健康保険事業費納付金	1,581,729,000	1,522,348,629	59,380,371	96.2
共 同 事 業 拠 出 金	2,000	0	2,000	0.0
保 健 事 業 費	7,943,000	3,301,979	4,641,021	41.6
基 金 積 立 金	119,000	73,959	45,041	62.2
公 債 費	1,000	0	1,000	0.0
諸 支 出 金	6,726,305	6,725,305	1,000	100.0
予 備 費	14,977,484	0	14,977,484	0.0
計	5,788,749,000	3,359,463,357	2,429,285,643	58.0

後期高齢者医療特別会計

歳入

科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
後期高齢者医療保険料	524,251,000	510,078,600	230,766,000	279,312,600	44.0	45.2
繰入金	192,608,000	0	0	0	0.0	—
繰越金	3,336,000	3,336,210	3,336,210	0	100.0	100.0
諸収入	15,187,000	4,267	4,267	0	0.0	100.0
計	735,382,000	513,419,077	234,106,477	279,312,600	31.8	45.6

※現年分のみ（滞納繰越分は総務部納税課が所管）

歳出

科目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
総務費	7,456,000	4,984,205	2,471,795	66.8
後期高齢者医療広域連合納付金	689,995,000	141,219,130	548,775,870	20.5
予備費	3,000,000	0	3,000,000	0.0
計	700,451,000	146,203,335	554,247,665	20.9

4. 主な事務事業の執行状況

(1) 戸籍・住民基本台帳等事務

住民基本台帳法、戸籍法に基づく各種届出の受付、記録管理を行い、各種証明書の申請受付及び交付事務や住民基本台帳ネットワークシステム等の維持管理を行っている。また、総合案内業務や個人番号カード等の関連事務を行い、市民サービスの向上に努めている。

9月末現在の支出負担行為済額は、16,762,347円（繰越明許費含む。）である。

(2) 国民年金事務

国民年金法に基づき、市町村が処理する事務及び協力・連携事務を行っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、825,608円である。

(3) 国民健康保険事務

国民健康保険法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行っている。また、疾病予防事業や生活習慣病予防事業により、健康保持増進を図っている。

国民健康保険の診療費の給付状況（9月末現在）は、療養給付費1,532,172,288円、療養費13,063,105円、高額療養費248,423,670円、合計1,793,659,063円となっている。

9月末現在で、国民健康保険特別会計の支出負担行為済額は、3,359,463,357円である。

(4) 後期高齢者医療事務

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の住民と65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けた住民を対象とする医療保険制度を実施している。

都道府県単位で設置されている後期高齢者医療広域連合が主体（保険者）となり、市町村は、運営に係る人件費や事務費、療養の給付に要する費用の一部を負担するものとされており、事務として後期高齢者医療の保険証作成、納付書の発送、徴収事務を行っている。館山市が納付する後期高齢者医療広域連合負担金は、9月末現在642,963,820円であり、一般会計から支出されている。

また、市町村は保険料及び保険料減額分（低所得者や被用者保険の被扶養者であった人に対して公費で補填する繰入金）を納付するものとされている。後期高齢者医療広域連合納付金は、9月末現在141,219,130円である。

9月末現在で、後期高齢者医療特別会計の支出負担行為済額は、146,203,335円である。

5. 監査の結果（所見）

今年度から都道府県が国保運営の中心的な役割を担う広域化が開始され、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保制度の安定化が期待されている。

広域化に伴い、保険給付費に相当する費用は、全額県が市に「保険給付費等交付金」として支払い、県は交付金の財源となる「国民健康保険事業費納付金」を算出し、県内市町村の医療水準や所得水準に応じて、各市町村に納付を割り振る。これにより、市の保険給付費が急増した場合、財源が不足するといった財務リスクが解消されるとともに、一定の事務量の軽減が図られるなど、そのメリットも大きい。

市町村は、都道府県が示す標準保険料率を参考にして保険税率を決定し、賦課徴収を行うとともに、資格管理や保険給付、市の特性に応じたきめ細かい保健事業を引き続き実施することとなる。近年、本市の療養給付費は減少傾向にあり、徴収率は県内でも上位を維持し、国保税率の引き下げが続けられるなど、一定の成果を見せている。引き続き、保健事業や賦課・徴収部門との連携による効率的な国保運営と医療費の適正化に努められたい。

《 健 康 課 》

1. 事務の概要

本課には、予防係及び保健係が置かれている。

分掌事務としては、各種健康診査、予防接種、健康相談及び保健指導、母子保健、生活習慣病の予防・指導及び老人の健康保持に関することが主なものである。

2. 職員の配置状況（平成30年9月1日現在）

区分	課長	副主幹	係長	副主査	主任 保健師	主事	保健師	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
健康課	1	1	1 (1)	1	7	2	3	16 (1)
予防係		1	(1)		5			6 (1)
保健係			1	1	2	2	3	9

注、（ ）内は兼務職員である。他に非常勤職員11名を配置している。

3. 予算の執行状況（平成30年9月30日現在）

歳入

科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
一般会計	円	円	円	円	%	%
衛生費国庫負担金	916,000	0	0	0	0.0	—
衛生費国庫補助金	130,000	0	0	0	0.0	—
衛生費県負担金	458,000	0	0	0	0.0	—
衛生費県補助金	1,436,000	0	0	0	0.0	—
利子及び配当金	40,000	14,577	14,577	0	36.4	100.0
ふるさと納税寄附金	5,460,000	6,850,000	6,850,000	0	125.5	100.0
コミュニティ医療推進 基金繰入金	9,284,000	6,427,000	6,427,000	0	69.2	100.0
衛生費貸付金元利収入	11,784,000	5,892,000	5,892,000	0	50.0	100.0
雑収入	8,333,000	4,057,860	3,945,523	112,337	47.3	97.2
計	37,841,000	23,241,437	23,129,100	112,337	61.1	99.5
国民健康保険特別会計	円	円	円	円	%	%
保険給付費等交付金	12,134,000	0	0	0	0.0	—
健康増進事業補助金	197,000	0	0	0	0.0	—
特定健康診査費徴収金	4,690,000	4,075,200	4,075,200	0	86.9	100.0
計	17,021,000	4,075,200	4,075,200	0	23.9	100.0

歳出

科目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
一般会計	円	円	円	%
保健衛生総務費	204,299,000	68,307,583	135,991,417	33.4
予防費	151,421,000	60,933,502	90,487,498	40.2
計	355,720,000	129,241,085	226,478,915	36.3
国民健康保険特別会計	円	円	円	%
特定健康診査等事業費	45,497,000	29,529,743	15,967,257	64.9
後期高齢者医療特別会計	円	円	円	%
一般管理費	12,932,000	10,145,482	2,786,518	78.5
介護保険特別会計	円	円	円	%
一次予防事業費	307,000	9,555	297,445	3.1

4. 主な事務事業の執行状況

(1) 母子健康診査事業

母子保健法に基づき、妊婦・乳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施している。9月末現在の支出負担行為済額は、12,232,325円である。

(2) 健康増進事業

生活習慣病予防のための意識の向上・啓発を図るとともに、市民の健康づくり支援のため、健康相談や健康教育、たてやま健幸ポイント事業などを実施している。

9月末現在の支出負担行為済額は、1,655,668円である。

(3) 一部事務組合事務

地域住民の生命と健康を守るため、安房郡市広域市町村圏事務組合が実施する救急医療に関する保健衛生費の一部を負担し、休日や夜間時の救急医療体制を確保している。9月末現在の支出負担行為済額は、34,854,000円である。

(4) 地域医療体制推進事業

地域の救急医療体制確保のため、中核病院である安房地域医療センター及び館山病院の救急医療運営に必要な経費の一部を補助している。また、コミュニティ医療推進のために補助金を交付している。

9月末現在の支出負担行為済額は、7,095,000円である。また、コミュニティ医療推進基金管理事務としての支出負担行為済額は、5,106,235円である。

(5) 健康診査事業

健康増進法に基づく健康診査、高齢者医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査・後期高齢者健康診査、生活習慣病の予防など、市民の健康増進に努めている。

9月末現在の支出負担行為済額は、一般会計で2,225,342円、国民健康保険特別会計で29,529,743円、後期高齢者医療特別会計で10,145,318円、介護保険特別会計で9,555円である。

(6) がん等検診事業

がん検診（胃がん・肺がん等）、結核検診などの検診事業を実施し、がん等の予防及び早期発見に努めている。9月末現在の支出負担行為済額は、25,820,833円である。

(7) 予防接種事業

乳幼児及び高齢者の疾病予防のため、予防接種法に基づく予防接種を実施している。

9月末現在の支出負担行為済額は、32,854,508円である。

5. 監査の結果（所見）

近年、急激な高齢化社会を背景に、いつまでも健康で暮らしていけるよう、市民一人ひとりの健康に対する関心を高め、健康的な生活習慣へと結び付けていく、健康寿命の延伸に向けた予防・健康インセンティブ（動機付け）への取組みが重要視されている。

健康課では、「館山市健康増進計画」をはじめ、特定健診受診率の向上に向けた「館山市国民健康保険第2期健康事業実施計画（データヘルス計画）」等に基づき、保健推進員が主体となった地域保健事業をはじめ、ふるさと納税によるコミュニティ医療推進基金を原資とする看護師等修学資金貸付制度等による看護師の確保・養成支援等、地域保健・地域医療における人材の育成・確保に努めている。

また、スポーツ課等との連携による「たてやま健幸ポイント」事業や健康相談・測定機能を兼ね備えた「健幸サロン」の開設とともに、特定健診とレセプトデータ等の健康・医療情報と人工知能（AI）を活用した「個別健康支援プログラム」の実践等、各保健事業の企画・立案から評価・分析、中長期的な視点に立った人材の育成等、優れた経営管理（マネジメント）が展開されており、大いに評価できる。

引き続き、健康・福祉・医療の連携による健康プロモーションをはじめ、地域保健・地域医療を担う人材の育成等、継続的・効果的な健康経営に取り組まれることを期待する。

《 社会福祉課 》

1. 事務の概要

本課には、保護係、社会福祉係及び障害福祉係が置かれている。

分掌事務としては、生活保護法に基づく保護の実施、身体障害者・知的障害者に対する各種手当、心身障害者の医療費、民生委員・児童委員、ドメスティックバイオレンス、障害者福祉及び精神保健福祉に関することが主なものである。

2. 職員の配置状況（平成30年9月1日現在）

区 分	課長	副課長	副主幹	係長	査察 指導員	主査	副主査
社会福祉課	1 人	2 人	1 人	(4) 人	(1) 人	2 人	4 人
保 護 係			1	(1)	(1)		1
社 会 福 祉 係				(2)		1	2
障 害 福 祉 係				(1)		1	1

区 分	主任 保育士	主任 主事	保育士	主事	社会福祉主事 (再掲)	社会福祉士 (再掲)	計
社会福祉課	1 人	1 人	1 人	9 (1) 人	6 人	4 人	22 (6) 人
保 護 係		1		5	4	3	8 (2)
社 会 福 祉 係				3	1		6 (2)
障 害 福 祉 係	1		1	1 (1)	1	1	5 (2)

注、()内は事務取扱職員、兼務職員又は併任職員である。他に非常勤職員10名を配置している。保護係主事1名は館山市社会福祉協議会からの派遣職員である。また、こども課(課長を除く。)職員を併任職員として配置している。

3. 予算の執行状況(平成30年9月30日現在)

歳入

科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
民生費負担金	267,000	41,700	33,600	8,100	12.6	80.6
民生費国庫負担金	1,902,034,000	1,395,668,298	1,029,498,428	366,169,870	54.1	73.8
民生費国庫補助金	21,257,000	0	0	0	0.0	—
民生費委託金	114,000	0	0	0	0.0	—
民生費県負担金	330,681,000	77,801,000	51,089,000	26,712,000	15.4	65.7
民生費県補助金	112,376,000	0	0	0	0.0	—
民生費委託金	189,000	0	0	0	0.0	—
過年度収入	47,168,000	0	0	0	0.0	—
雑収入	3,000	52,904,788	6,862,874	46,041,914	228.762.5	13.0
計	2,414,089,000	1,526,415,786	1,087,483,902	438,931,884	45.0	71.2

歳出

科目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
社会福祉総務費	1,254,229,000	583,547,551	670,681,449	46.5
児童福祉総務費	124,981,000	57,560,211	67,420,789	46.1
児童措置費	787,942,000	471,749,285	316,192,715	59.9
生活保護総務費	12,592,000	7,061,933	5,530,067	56.1
扶助費	1,239,280,000	504,070,706	735,209,294	40.7
災害救助費	5,000	0	5,000	0.0
計	3,419,029,000	1,623,989,686	1,795,039,314	47.5

4. 主な事務事業の執行状況

(1) 民生委員事業

地域福祉活動の推進を担う、民生委員及び主任児童委員の活動を推進するため、館山市社会福祉協議会への委託や活動費の支援を行っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、3,770,000円である。

(2) 福祉団体補助事業

社会福祉団体、障害者福祉団体等の活動を支援し、団体の活性化を図ることを目的に補助金を交付している。主な団体として、館山市社会福祉協議会がある。

9月末現在の支出負担行為済額は、23,789,588円である。

(3) 障害福祉給付事業

障害者等に対し、医療費、手当等の給付及び生活に密着したサービスを提供することにより、地域での自立を支援している。

事業の主な内容は、福祉タクシー利用助成金、重度障害者等福祉手当、心身障害者(児)医療費給付扶助、特別障害者手当、障害児福祉手当の給付等である。

9月末現在の支出負担行為済額は、76,390,864円である。

(4) 地域生活支援事業

障害者自立支援法に基づき、障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援、日常生活用具の給付等の事業を実施している。

事業の主な内容は、障害者の地域生活支援を行い、自立を促進するため、地域活動支援センターI型事業の委託、身体障害者入浴サービスの委託、地域活動支援センター運営費の補助、心身障害者(児)日常生活用具の給付扶助、移動支援・日中一時支援・意思疎通支援者派遣事業等に対する給付などである。

9月末現在の支出負担行為済額は、14,998,281円である。

(5) 自立支援等給付事業及び自立支援関連事業

障害者総合支援法に基づき、介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費、補装具費等の支給を行っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、442,484,988円である。

(6) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至らない生活困窮者の自立相談支援事業を館山市社会福祉協議会への委託により実施している。

9月末現在の支出負担行為済額は、15,415,241円である。

(7) 子ども医療費支給事業

中学校3年生までの子どもの医療費を助成することにより、子育てを支援し、保健及び福祉の向上を図っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、57,560,211円である。

(8) 児童手当給付事業

中学校修了前の子どもを持つ保護者に手当を支給し、子育て家庭を支援している。

9月末現在の支出負担行為済額は、348,325,080円である。

(9) ひとり親家庭等支援事業

ひとり親家庭に各種扶助を実施し、ひとり親家庭の経済基盤の安定ひいては、児童福祉の向上を図っている。

事業の主な内容は、医療費等助成、児童扶養手当の支給、母子・父子自立支援給付金の支給である。

9月末現在の支出負担行為済額は、123,424,205円である。

(10) 生活保護事業

日本国憲法第25条に定める最低限度の生活保障として、生活保護法に基づき、必要な保護を行っている。具体的には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、介護扶助等の給付を行っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、504,070,706円である。

5. 監査の結果（所見）

障害者基本法に基づく「第5次館山市障害者計画」等により、地域福祉支援センター運営委託や地域生活・自立支援、グループホーム等運営費補助等、障害者等を取り巻く状況や地域の実情に応じた様々な障害福祉サービスが実施されている。

障害者の高齢化に伴う介護サービスや医療との連携、障害者同士の地域交流、地域包括システムの構築等が求められており、引き続き、障害福祉における地域課題やニーズを的確に把握し、法令等に準じた継続的・効果的な福祉サービスの充実に努められたい。

生活保護事業においては、平成27年度をピークとする被保護世帯数・人員数が減少し、これに伴う生活保護費等の支給額も減少傾向にある。生活困窮者自立支援事業は、「第二のセーフティネット」とする社会的な役割とその成果に期待するものであり、引き続き、館山市社会福祉協議会や民生委員等との相互連携による生活保護への移行回避や自立・就労支援の充実に努められたい。

一方で、生活保護関係の返還金・徴収金等の債権の収入未済額が増加傾向にあり、全国的にも生活保護関連の返還金等に係る不納欠損額が増大し、適時・適切な債権管理の重要性が高まっている。館山市債権管理条例に基づき、同債権の特性や債務者の状況に応じた適切な処置など、新たな収入未済の発生防止と収入未済の解消に努められたい。

また、遺留金（行旅死亡人及び生活保護者を含む身寄りのない者が、社会福祉施設、自宅等で死亡した場合において、所持していた金銭等）の取扱いについては、関連する高齢者福祉課等とも連携し、遺留金品の取扱基準等の策定による適正な保管・管理とともに、速やかな相続財産管理人の選任請求手続きや、すべての事務処理が終了するまでのケース記録の保存等、長期間保管されている遺留金の適切な対応に努められたい。

時代の要請の中で、社会福祉課の業務は複雑・多様化し、個々の事務事業における財務リスクが高く、債権管理や保護支援等の専門職員の増員配置や窓口機能の効率化等、職員個々の業務量の軽減・縮減が望まれる。

引き続き、各種団体への補助金交付要綱の制定等による補助金事務の適正化、遺留金等の準公金取扱事務における業務マニュアルの整備等、経営・財務リスクに適応した効率的かつ継続的な内部統制体制の整備に努められたい。

《 高齢者福祉課 》

1. 事務の概要

本課には、高齢者福祉係、介護保険係及び包括ケア係が置かれている。

分掌事務としては、老人福祉サービスの実施、介護保険法に基づく介護費の給付及び介護保険特別会計、地域包括ケア、老人福祉センターに関することが主なものである。

2. 職員の配置状況(平成30年9月1日現在)

区 分	課長	副課長	副主幹	係長	副主査	主任主事	主事
高齢者福祉課	1 人	1 人	2 人	(3) 人	4 人	2 人	4 人
高齢者福祉係			1	(1)		2	2
介護保険係				(1)	4		1
包括ケア係			1	(1)			1

区 分	社会福祉主事 (再掲)	社会福祉士 (再掲)	計
高齢者福祉課	6 人	1 人	14 (3) 人
高齢者福祉係	3	1	5 (1)
介護保険係	3		5 (1)
包括ケア係			2 (1)

区 分	計
老人福祉センター	(1) 人

注、() 内は事務取扱職員又は兼務職員である。他に非常勤職員20名を配置している。

3. 予算の執行状況(平成30年9月30日現在)

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
民生費負担金	11,743,000	8,354,976	5,385,012	2,969,964	45.9	64.5
総務使用料	11,000	0	0	0	0.0	—
民生使用料	1,317,000	590,550	590,550	0	44.8	100.0
民生費国庫負担金	5,996,000	3,822,000	3,822,000	0	63.7	100.0
民生費県負担金	2,998,000	2,866,650	1,911,000	955,650	63.7	66.7
民生費県補助金	40,623,000	0	0	0	0.0	—
利子及び配当金	139,000	51,481	51,481	0	37.0	100.0
ふるさと納税寄附金	1,175,000	2,768,255	2,768,255	0	235.6	100.0
介護保険特別会計 繰入金	99,472,000	0	0	0	0.0	—
やさしいまちづくり 推進福祉基金	6,327,000	0	0	0	0.0	—
民生費貸付金 元利収入	27,148,000	13,574,000	13,574,000	0	50.0	100.0
雑収入	336,000	23,476	23,476	0	7.0	100.0
計	197,285,000	32,051,388	28,125,774	3,925,614	14.3	87.8

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
企 画 費	3,943,000	523,430	3,419,570	13.3
社 会 福 祉 総 務 費	1,794,000	1,706,437	87,563	95.1
老 人 福 祉 総 務 費	1,021,042,000	494,454,756	526,587,244	48.4
老 人 福 祉 セ ン タ ー 費	15,215,000	6,888,515	8,326,485	45.3
計	1,041,994,000	503,573,138	538,420,862	48.3

介護保険特別会計

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
分担金及び負担金	6,628,000	2,778,900	2,265,000	513,900	34.2	81.5
国 庫 支 出 金	1,327,554,000	1,307,445,145	670,100,000	637,345,145	50.5	51.3
支 払 基 金 交 付 金	1,457,689,000	1,480,662,000	616,953,000	863,709,000	42.3	41.7
県 支 出 金	806,312,000	769,718,575	384,860,000	384,858,575	47.7	50.0
財 産 収 入	4,000	59,997	59,997	0	1,499.9	100.0
繰 入 金	937,214,000	486,416,000	486,416,000	0	51.9	100.0
繰 越 金	388,009,000	388,007,519	388,007,519	0	100.0	100.0
諸 収 入	7,000	80,835	80,835	0	1,154.8	100.0
計	4,923,417,000	4,435,168,971	2,548,742,351	1,886,426,620	51.8	57.5

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
総 務 費	64,781,600	27,925,746	36,855,854	43.1
保 険 給 付 費	5,272,045,000	2,057,603,047	3,214,441,953	39.0
地 域 支 援 事 業 費	239,069,000	159,627,757	79,441,243	66.8
基 金 積 立 金	191,635,997	59,997	191,576,000	0.0
公 債 費	1,000	0	1,000	0.0
諸 支 出 金	200,071,900	6,473,200	193,598,700	3.2
予 備 費	4,555,503	0	4,555,503	0.0
計	5,972,160,000	2,251,689,747	3,720,470,253	37.7

4. 主な事務事業の執行状況

(1) 地域おこし協力隊事業

高齢化が進み、年々増加傾向にある介護認定調査活動や地域活動等を通じて、本市の地域振興の新たな担い手として育成するとともに、地域に定着させることを目的としている。

9月末現在の支出負担行為済額は、523,430円である。

(2) 老人措置事業

在宅において日常生活を営むことに支障のある高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置し、高齢者の福祉の向上を図っている。9月末現在の入所措置状況は、館山養護老人ホーム35人、その他の施設6人となっている。

9月末現在の支出負担行為済額は、40,631,088円である。

(3) 福祉団体補助事業

老人クラブやシルバー人材センター、地域福祉事業などを支援するために活動費を助成し、高齢者福祉の向上を図っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、11,701,950円である。

(4) 介護保険補助事務

介護人材等を確保するための介護の資格取得費の一部や介護施設の整備のための費用等の一部を補助する。

9月末現在の支出負担行為済額は、129,500円である。

(5) 老人福祉センター運営事業

高齢者に関する各種相談、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するために、老人福祉センターを運営している。

9月末現在の支出負担行為済額は、6,888,515円である。

(6) 介護サービス、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業費

要介護1から要介護5と認定された被保険者に介護サービスを、要支援1・要支援2と認定された被保険者に介護予防サービスを、それぞれ行っている。

また、介護予防・生活支援サービス事業では、要支援1・要支援2等を対象とする訪問介護型サービス等を行っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、介護サービス支給事務で1,887,814,414円、介護予防サービス支給事務で50,745,085円、介護予防・生活支援サービス事業費で58,418,266円である。

(7) 高額介護サービス費支給事務

介護サービスの1割又は2割の自己負担が、一定の自己負担額を超える場合において、利用者負担を軽減するため支給している。

9月末現在の支出負担行為済額は、48,776,023円である。

(8) 特定入所者介護サービス費支給事務

介護保険施設等における食費・居住費について、低所得者に対する補足給付を行っている。9月末現在の支出負担行為済額は、65,217,150円である。

(9) 地域包括支援事業

地域住民の心身の健康維持，生活の安定，保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的に行っている。市内の地域包括支援センターに，高齢者の総合相談，高齢者の権利擁護，包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を委託している。

9月末現在の支出負担行為済額は，78,425,162円である。

(10) 地域支援事業

高齢者が住み慣れた地域で生活を送り続けることができるよう，自立生活を支援するため，特定高齢者以外の高齢者を対象とした配食サービス等を実施している。

9月末現在の支出負担行為済額は，7,593,794円である。

5. 監査の結果（所見）

「館山市高齢者保健福祉計画（平成30年4月～平成33年3月）」に基づき，高齢者人口の動向や地域共生社会の要請に応じた介護保険の安定的な運営と，地域包括支援センター等を拠点とする各種事業が進められている。

急激な高齢化社会を背景に，今後とも高齢化率や要介護認定者数・認定率の増加が見込まれている。介護事業を担う人材の育成・確保とともに，地域包括ケアシステムの構築等，引き続き，医療・介護等の様々な関係機関との連携による地域課題の把握や情報共有等，同計画に掲げられた指標・目標達成に努められたい。

複雑・多様化する高齢者の在宅介護・養護の課題（介護放棄・虐待等）に対応した緊急ショートステイ事業は，組織的な専門知識と経験を要し，その制度運用と債権管理における運営・財務リスクも高い。現場で対応する職員の安全確保等に十分に留意され，適時・適切な対応等が図られるよう，関係機関との連携による組織的な管理体制の構築に努められたい。

高齢者等の交流拠点である「老人福祉センター」と「出野尾老人福祉センター」の運営・管理にあたっては，次年度以降，隣接する市営室内温水プールとともに，指定管理者制度の導入に向けた準備が進められている。民間活力や経営手法を取り入れた施設機能の拡充とともに，利用者の実態に応じた施設・設備の安全対策等，指導的な役割を発揮し，的確な引継ぎと効率的・効果的な施設運営に努められたい。

議 会 事 務 局

1. 事務の概要

本事務局には、庶務係及び議事係が置かれている。

分掌事務としては、議会の事務を掌理することであり、議会本会議、委員会、その他会議の運営、会議録の調製、議会報の発行並びに議長会に関することが主なものである。

2. 職員の配置状況（平成30年9月1日現在）

区 分	事務局長	副局長	係長	副主査	書記	計
	人	人	人	人	人	人
議会事務局	1	1	1 (1)	1	(9)	4 (10)
庶 務 係			(1)	1		1 (1)
議 事 係			1		(9)	1 (9)

注、（ ）内は事務取扱職員又は併任職員である。他に非常勤職員1名を配置している。

3. 予算の執行状況（平成30年9月30日現在）

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
議 会 費	146,859,000	80,584,761	66,274,239	54.9

4. 主な事務事業の執行状況

(1) 議会運営事業

市議会の開催及び議会活動のために必要となる事業を行っている。市民への議会活動状況の情報提供として、年4回の「議会だより」の発行、市ホームページでの会議録の公開、本会議の中継を行っている。本会議及び委員会については、業者に委託して会議録を調製している。9月末現在の支出負担行為済額は、4,415,079円である。

(2) 議会調査活動事業

市議会議員が政策形成に資するために行う調査活動、議長会等が主催する研修会への参加、また、委員会としての行政視察をするための旅費、議長が議会を代表して議会運営に必要な対外的な活動をするための交際費、各会派の市政に関する調査研究のための活動に対しての政務活動費交付金を支出している。

9月末現在の支出負担行為済額は、2,308,160円である。

5. 監査の結果（所見）

政務活動費については、これまでも市ホームページで各会派の収支状況を公表し、各会派から提出された収支報告書、支出票及び領収書をホームページで公表するなど、積極的な情報公開が行われている。

監 査 事 務 局

1. 事務の概要

本事務局には、監査係が置かれている。

分掌事務としては、監査委員が行う監査、検査及び審査に関する事務の補佐が主なものである。

2. 職員の配置状況（平成30年9月1日現在）

区 分	事務局長	主幹	副主幹	係長	主事	書記	計
	人	人	人	人	人	人	人
監査事務局	1	(1)	1	(1)	1	(1)	3 (3)
監 査 係		(1)	1	(1)	1	(1)	2 (3)

注、() 内は兼務職員又は併任職員である。

3. 予算の執行状況（平成30年9月30日現在）

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
監 査 委 員 費	1,488,000	817,010	670,990	54.9

4. 主な事務事業の執行状況

(1) 監査委員報酬

地方自治法の規定により設置された監査委員2名の報酬を支出している。

例月出納検査、定期監査、決算審査、住民監査請求などの監査、検査及び審査を行っている。

9月末現在の支出負担行為済額は、534,000円である。

選挙管理委員会事務局

1. 事務の概要

本事務局には、選挙係が置かれている。

分掌事務としては、各種選挙の執行・管理、館山市明るい選挙推進協議会、選挙人名簿の登録・調製、裁判員及び検察審査会に関することが主なものである。

2. 職員の配置状況（平成30年9月1日現在）

区 分	書記長	主幹	副主幹	係長	主事	書記	計
選挙管理委員会事務局	人 (1)	人 1	人 (1)	人 (1)	人 (1)	人 (9)	人 1 (12)
選挙係		1	(1)	(1)	(1)	(9)	1 (11)

注、（ ）内は事務取扱職員又は併任職員である。

3. 予算の執行状況（平成30年9月30日現在）

歳 入

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
総務費委託金	円 8,337,000	円 0	円 0	円 0	% 0.0	% —

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
選挙管理委員会費	円 1,473,000	円 712,902	円 760,098	% 48.4
選挙啓発費	112,000	112,000	0	100.0
県議会議員選挙費	5,999,000	0	5,999,000	0.0
市長選挙費	12,017,000	4,280,642	7,736,358	35.6
市議会議員選挙費	916,000	56,156	859,844	6.1
計	20,517,000	5,161,700	15,355,300	25.2

4. 主な事務事業の執行状況

(1) 県議会議員選挙事務

平成31年4月29日に任期満了を迎える千葉県議会議員の選挙を執行する。

9月末現在の支出負担行為済額は、0円である。

(2) 市長選挙事務

平成30年12月9日に任期満了を迎える館山市長の選挙を、平成30年11月18日に執行した。

9月末現在の支出負担行為済額は、4,280,642円である。

固定資産評価審査委員会

1. 事務の概要

分掌事務としては、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服審査に関する事務である。

2. 職員の配置状況（平成30年9月1日現在）

区 分	書記長	書記	計
固定資産評価審査委員会	人 (1)	人 (2)	人 (3)

注、() 内は併任職員である。

3. 予算の執行状況（平成30年9月30日現在）

歳 出

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
税 務 総 務 費	円 101,000	円 16,843	円 84,157	% 16.7

4. 主な事務事業の執行状況

(1) 固定資産評価審査委員会運営事業

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査申出に対して、3名の委員により、公正、中立な立場で審査を行い、審査の決定をしている。

9月末現在の支出負担行為済額は、16,843円である。

第3 指摘・要望事項

平成29年度決算審査では、今後の市政運営の重点事項として、(1)歳入確保と収入未済額の縮減、適正な債権管理への取組み、(2)持続可能な財政運営に向けた行財政改革の強化、(3)業務リスクの可視化による内部統制体制の整備について、要望事項を提示した。

平成30年度第1回定期監査では、事務事業が関係法令等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているか等の財務監査とともに、前年度の定期監査や行政監査、決算審査における監査結果から、個々の事務事業における財務リスクを重点事項として選定し、監査実務の効率化と重点化による監査を実施した。

本項では、全庁的な経営・財務リスクが高い事項として、以下の3点について、指摘・改善事項等を要望する。本事項に該当しない各課等においても、これらを自らの事例として受け止め、引き続き、事務事業執行の合规性・経済性等の確保とともに、経営資源を構成する4要素(人的資源管理・生産管理・財務管理・情報管理)における経営・財務リスクに応じた内部統制体制の整備に努められたい。

1. 債権管理事務

債権管理においては、昨年度に策定された「館山市債権管理基本方針」を受け、今年度から管財契約課内に「債権管理係」や庁内組織「館山市債権管理連絡調整会議」が新設され、「債権管理条例」及び「施行規則」の施行(平成31年1月1日)に至っている。本監査において、確認された指摘・要望事項は、次のとおりである。

(1) 債権管理体制の機能強化

債権管理基本方針では、その推進体制において、納税課が培ってきた市税等徴収業務の先行事例を評価し、滞納整理に関する同課の技術的指導・助言機能を位置づけ、各債権所管課等の所属長を構成員とする連絡調整会議における現況分析、情報の共有等を図り、債権管理体制の充実を図るとしている。

また、債権管理施行規則(第3条)では、総務部長による債権管理の総括及び各部長等における債権管理に必要な取組みの推進を掲げ、各課長等は、所管する債権の内容や発生原因に応じた適正管理と事務処理の執行等、債権管理における事務分掌(機能)を明確にし、債権管理の適正化及び効率化を図るとしている。

連絡調整会議における全庁的な取組みは、効率的な進行管理とリスク管理を兼ね備えた内部統制体制として、今後の取組みと成果に大いに期待するものである。当面の課題とする債権管理台帳やマニュアルの整備等、引き続き、効果的な内部統制体制の整備・運用に努められたい。

(2) 債権管理の適正化と不納欠損処理

債権管理においては、主要な自主財源である市税等の強制徴収公債権を中心に全体の収入未済額は減少しているものの、生活保護費関連債権や老人福祉施設負担金等、

非強制徴収公債権や私債権において、収入未済額が累積している債権も見受けられる。

これらの債権の中には、定例的な督促・催告はなされているものの、滞納原因等の把握に至らないもの、時効管理が徹底されていないもの、財産調査等の調査手法や具体的な滞納処分等、その取扱いに苦慮している事例も多く見受けられる。

各課等の所属長においては、連絡調整会議における情報共有やアドバイス機能を有効に活用し、業務マニュアルの策定による事務手続きの標準化・効率化を図るなど、新たな収入未済の発生防止と収入未済額の縮減に向け、全庁的かつ適切な債権管理に努められたい。

また、債権の放棄等については、本来市に収入されるべき債権を消滅させるものであることから、公平性や市民の納付意識が損なわれないように、消滅とするに至るまで、債権回収のため最大限取組むことが重要である。したがって、債権の放棄等は、債務者の資力や財産・生活状況等を客観的に見極め、真に回収見込みのない債権を不良債権化させないため、要件に該当する場合のみ行えるものである。

この意味から、不納欠損処理を行う場合は、不納欠損に至るまで、必要な手続きを取り、合理的な範囲で十分な調査を行い、徴収努力をするとともに、その経緯・経過を記録し、明確な基準に基づいて処理することが重要であり、負担の公平性を失することのないよう適切に執行されたい。

2. 補助金等交付事務

前年度の定期監査や決算審査の監査結果等を踏まえ、各課が所管する補助金（事業費補助、団体運営補助、施策推進型補助）から、第1回定期監査対象課のうち、担当課6課、補助金39件を対象とし、補助金交付事務の適法性や妥当性等を中心に監査を行った。

その結果、補助金交付事務は、各補助金制度に係る条例、規則、要綱等に基づき、おおむね適正に処理されていた。確認された指摘・要望事項は、次のとおりである。

(1) 補助金交付団体の事務局における文書管理等の適正化

補助金交付団体の事務局が課内に設置されている所管課において、担当課が所管する関連文書と交付先に交付すべき文書が保管区分されていない事案が見受けられた。

事務局業務を担っている所管課では、補助事業に係る中間検査や実績報告において、原始証憑の確認等を行う検収職員は、団体の会計事務を扱わない職員を選任することが望まれる。

また、補助金は、市以外の事業や活動を支援するために支出するものであり、補助事業の実施は本来市の業務ではないため、市が補助団体の事務局業務を取扱うことは、極力避けることが望ましい。補助団体の自立化に向けて、引き続き、自主運営機能の育成等の指導や適切な協働手法への見直しが望まれる。

(2) 交付要綱の整備・処理基準の統一化

本監査において、監査対象補助金（39件）のうち、10件の補助事業で交付要綱等の未整備が確認された。また、現行の交付要綱に補助割合や対象外経費等の必要な基準（例えば、食糧費や交際費、積立金等の取扱い）や指示事項が明記されていない事案が見受けられた。

補助金交付事務の改善点については、昨年度の定期監査や決算審査でも指摘したところであるが、補助金交付要綱には、その目的や補助対象事業（使途）をはじめ、交付申請や実績報告、精算・請求（返還）手続き、検査（原始証憑等の提出）等の諸手続きや、補助金で購入した備品等の管理（備品台帳等の整備）、補助対象外経費、関係書類の保存年限等、補助団体へ説明するための留意事項が漏れなく明記（説明）される必要がある。

また、補助金交付事務は、補助団体の事務局業務を所管課で取扱う状況もあり、補助金交付の適切な事務執行や検査等の透明性の確保を図るため、補助金交付（条件設定）に関する全庁的に統一された取扱要綱や処理基準等の策定が望まれる。

(3) 検査体制の整備と効果測定の検証

報告書類の記載が総括的に過ぎるものや、実績報告書（収支報告書）の確認だけで、領収書等の原始証憑の検査がされていないと推測される事例が見受けられた。補助金の交付決定・実績報告において、補助金交付規則では必要に応じて現地調査等を求めていることから、現地調査は基本となっているものと解釈される。

また、監査の対象とした補助金交付事務では、具体的な会員数や研修会の受講者数の前年度対比等、一定の成果指標を設定している事例が見受けられた一方で、その多くが「効果がある」「活性化が図られた」「寄与している」など抽象的な評価であり、数値的に効果・検証結果を示したものは少なかった。

補助金の支出には公益性が求められ、地方財政法第4条では「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」とある。これは高い費用対効果を求めているものである。

また、「第三次館山市行財政改革方針」では、「全ての補助金について、外部視点による事業効果（公益・公平性、必要性、緊急性、波及効果など）の検証作業を行い、補助金の継続・改善・廃止などを検討する」としている。

補助金交付においては、継続的に支出することで既得権化するなどの問題も指摘されており、申請・実績報告等の客観的な審査・確認の中で、事業効果を評価するための成果指標の設定や補助効果を把握するための評価制度の導入を検討するなど、引き続き、事業効果の十分な検証に努められたい。

3. 公金及び準公金取扱事務

例月出納検査等の期中監査や、前年度の行政監査「公金以外の現金等（準公金）の管理」等の監査結果を踏まえ、各課における公金（支出事務・使用料等収納事務）及び準

公金の取扱事務を対象に、当該事務の適法性や効率性をはじめ、財務リスクへの適応・有効性等について監査を行った。

各事務事業で確認された指摘・要望事項は、次のとおりである。

(1) 公金取扱事務

全庁に共通する総務事務の中でも、職員が従事する機会が多い支出事務においては、事務の簡素・効率化、コスト削減、職員の負担軽減等をはじめ、財務リスクに適応した事務処理等、所管事務における内部統制体制の構築が重要となる。

①定例的な支出事務

定例的な支出事務については、支出命令の作成から決裁に係る職員の事務費や、受注側の請求書発行・郵送等の事務費を考慮した事務の効率化が求められる。

例えば、関連法令・規則等で前金払いが認められている定期刊行物等の経費については、同制度を活用した支払い回数の集約を図ることや、文具・消耗品等の一括発注・検収方法の見直しを行うなど、引き続き、支出事務の効率化及び事務処理コストの削減等が図られるよう検討されたい。

②業務委託契約事務

業務委託契約事務は、業務内容の専門性や効率性の観点から行うものであり、各部署で広範囲に行われている。近年、公共施設等の運営・管理において指定管理者制度等の導入が進められており、同時に公金収納事務を私人に委託するケースが増加している。

公金収納事務の私人への委託は、地方自治法施行令に基づき、会計管理者と事前に協議したうえで委託契約を締結し、告示及び公表が義務付けられている。こうした業務委託においては、業務内容や委託料の算定基礎、履行確認方法等を明確にするとともに、様々な運営・業務リスクを視点に取り入れた企画立案と具体的な仕様書の作成に努められたい。

③随意契約

本市の随意契約の根拠規定は、性質又は目的が競争入札に適しないとする地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用がその大部分を占めている。しかし、同号は最も主観的な要素が入りやすく、契約価格の固定化や新規参入を阻むことになりやすいため、競争入札の可否について十分な検討が必要であることはもちろんのこと、内容や状況に応じた各号を適用されるよう適正かつ慎重に判断されたい。

(2) 準公金取扱事務

職務の関係上、公益団体等の事務局を職員が行うなどにより、公金以外の現金等（現金、預貯金及び有価証券）の取扱いを行っている場合がある。こうした現金等、

いわゆる準公金は、市の歳計現金、歳入歳出外現金、基金に属する現金及び一時借入金である公金に属さない公益団体等が所有する現金等及び一時預かり金等である。

前年度に実施した行政監査（平成29年6月1日現在）では、準公金を取扱っている部署は14課局、職員が準公金を管理している団体数は47団体であり、年間に取扱う準公金の総額は、入金額91,687,271円、出金額78,396,145円に及ぶことが確認された。

準公金は、行政を補完し、行政の活動を支える、公益性の高い様々な領域にわたる有用な財源であり、その実務においては、職務上、準公金を取り扱わざるを得ない実情を有し、その有意性ゆえに関係する市職員が現金等を管理し、会計事務を所管している状況にある。

一方で、全国の地方自治体において、準公金の紛失や盗難などの事件や事故が多発しており、その際、関係職員は公金同様に重い処分を受けている実例がある。

現況では、準公金の取扱いに関して、統一的な基準等がなく、所管課の裁量に委ねられており、これら会計事務は財務リスクも非常に高いため、公金を取扱う場合と同レベルの内部統制の仕組みが構築され、それが十分に機能していることが求められる。

各所管課においては、当該団体の会計事務に係わる公印や預金通帳、郵券（郵便切手、はがき）等の適切な保管・管理に十分に留意の上、引き続き、過誤や単独判断による現金出納を防止し、内部チェックを十分に機能させるためにも、実務マニュアルやチェックリスト等を作成し、適正な事務処理に努められたい。

学校監査報告書

第1 監査の概要

1. 監査の期間

平成30年9月27日から平成31年1月22日まで

2. 監査の場所

館山市監査事務局，各小・中学校

3. 監査の対象

船形小学校，那古小学校，北条小学校，館山小学校，西岬小学校
房南小学校，神余小学校，豊房小学校，館野小学校，九重小学校
第一中学校，第二中学校，第三中学校，房南中学校

4. 監査の方法

教育総務課から関係資料や証拠書類，各学校から予備監査票の提出を求めるとともに書面及び現地調査を行い，関係職員の説明を聴取し，監査を実施した。

監査の実施にあたっては，財務事務に係る合规性（現金管理）と教育環境の安全性（安全管理）を重視し，備品や各種台帳等の運用管理，教職員の服務に関する事務処理，労務管理等について検証した。

なお，監査手法の効率化と学校側の負担軽減を図るため，予備監査の対象を小・中学校全校（14校）とし，本監査の対象を小学校5校，中学校2校として実施した。

第2 監査の結果

各小・中学校における事務事業の予算執行は，おおむね適正なものと認められた。

なお，審査概要と意見は，次に述べるとおりである。

教育委員会

《 小 学 校 》

1. 事務の概要

小学校は、学校教育法第29条の規定に基づき、児童の心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とし、その実現のため、同法第30条の規定により目標達成に努めている。

2. 学級・児童数

学級数は、普通学級82学級（前年度86学級）、特別支援学級33学級（前年度30学級）で、合計115学級（前年度116学級）となっており、前年度対比で1学級の減少となっている。

児童数は、普通学級1,858人（前年度1,937人）、特別支援学級173人（前年度148人）で、合計2,031人（前年度2,085人）となっており、前年度対比で54人の減少となっている。

児童数（平成30年9月1日現在）

学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		特別支援		合 計	
	級	人員	級	人員	級	人員	級	人員	級	人員	級	人員	級	人員	級	人員
船形小学校	1	21	1	16	1	15	1	16	1	21	1	23	3	12	9	124
那古小学校	1	18	1	24	2	45	1	31	2	44	2	41	4	27	13	230
北条小学校	3	105	4	129	4	113	3	103	4	129	3	115	6	42	27	736
館山小学校	2	62	2	57	2	55	2	58	2	63	2	56	8	57	20	408
西岬小学校	1	8	1	12	1	9	1	7	1	9	1	15	2	3	8	63
房南小学校	1	20	1	20	1	25	1	22	1	20	1	20	2	11	8	138
神余小学校	1	5	1	1	0.5	5	0.5	2	0.5	2	0.5	4	2	3	6	22
豊房小学校	1	12	1	10	1	13	1	8	1	14	1	15	2	5	8	77
館野小学校	1	35	1	22	1	23	1	24	1	28	1	27	2	7	8	166
九重小学校	1	12	1	9	1	10	1	10	1	8	1	12	2	6	8	67
小 計	13	298	14	300	14.5	313	12.5	281	14.5	338	13.5	328	33	173	115	2,031

3. 職員の配置状況

各小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、講師等、193名が配置されている。また、各校に事務職員及び営繕手が配置され、北条小学校と館山小学校には、それぞれ市事務員1名が加配され、館野小学校には栄養教諭1名が配置されている。

栄養教諭（館野小学校）は、通常業務は学校給食センターで従事し、適宜、各小学校における食育等の指導を行っている。

職員の配置状況（平成30年9月1日現在）

区 分	校長	教頭	教諭	助教諭	養護 教諭	講師	非常勤 講師	計	事務職	市事務	栄養職	営繕 用務
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
船形小学校	1	1	10		1	1		14	1			1
那古小学校	1	1	14		1	2	2	21	1			1
北条小学校	1	1	38		1	4	1	46	1	1		1
館山小学校	1	1	27		1	3		33	1	1		1
西岬小学校	1	1	7		1	2		12	1			1
房南小学校	1	1	10		1		1	14	1			1
神余小学校	1	1	6		1			9	1			1
豊房小学校	1	1	9		1		1	13	1			1
館野小学校	1	1	9		1	1	3	16	1		1	1
九重小学校	1	1	9	1	1	2		15	1			1
合 計	10	10	139	1	10	15	8	193	10	2	1	10

4. 予算の執行状況

小学校費の学校管理費では、需用費（消耗品費、暖房用燃料費、炊事用燃料費、会議用食糧費）、役務費（郵便料）、教育振興費では、需用費（消耗品費）、備品購入費（庁用器具費、図書購入費）が教育総務課予算管理の中で、各小学校へ配当されている。

これらの配当された予算の中で、教育振興費の備品購入費では、各学校の教育課程に応じた教材備品として、楽器や一般教材、体育用具、理科実験器具等を購入している。また、管理備品として、保健室の備品や児童用机・椅子等を購入している。

9月末現在の支出負担行為は、10,183,289円（執行率51.7%）である。

歳出（平成30年9月1日現在）

科 目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
小学校費	208,901,000	93,721,198	115,179,802	44.9
各学校配当分	19,681,000	10,183,289	9,497,711	51.7
船形小学校	1,560,000	556,874	1,003,126	35.7
那古小学校	2,204,000	798,724	1,405,276	36.2
北条小学校	4,495,000	2,635,161	1,859,839	58.6
館山小学校	2,947,000	2,022,686	924,314	68.6
西岬小学校	1,282,000	518,972	763,028	40.5
房南小学校	1,503,000	649,215	853,785	43.2
神余小学校	1,087,000	505,354	581,646	46.5
豊房小学校	1,453,000	906,827	546,173	62.4
館野小学校	1,567,000	841,608	725,392	53.7
九重小学校	1,583,000	747,868	835,132	47.2

《 中 学 校 》

1. 事務の概要

中学校は、学校教育法第45条の規定に基づき、小学校における教育基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とし、その実現のため、同法第46条の規定により目標達成に努めている。

2. 学級・生徒数

学級数は、普通学級32学級（前年度32学級）、特別支援学級9学級（前年度11学級）で、合計41学級（前年度43学級）となっており、前年度対比で2学級の減少となっている。

生徒数は、普通学級976人（前年度1,004人）、特別支援学級50人（前年度47人）で、合計1,026人（前年度1,051人）となっており、前年度対比で25人の減少となっている。

生徒数（平成30年9月1日現在）

学校名	1年		2年		3年		特別支援		合 計	
	級	人員	級	人員	級	人員	級	人員	級	人員
第一中学校	3	78	2	55	2	69	2	12	9	214
第二中学校	3	90	3	93	3	92	3	15	12	290
第三中学校	5	158	4	145	4	135	4	23	17	461
房南中学校	1	14	1	23	1	24			3	61
合 計	12	340	10	316	10	320	9	50	41	1,026

3. 職員の配置状況

各中学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、講師等、102名が配置されている。また、各校に事務職員及び営繕手が配置され、第二中学校と第三中学校には、それぞれ市事務職員1名が加配され、第三中学校には栄養職員（栄養士）1名が配置されている。

栄養職員（第三中学校）は、通常業務は学校給食センターで従事し、適宜、各中学校における食育等の指導を行っている。

職員の配置状況（平成30年9月1日現在）

区 分	校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	非常勤講師	計	事務職	市事務	栄養職	営繕手
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
第一中学校	1	1	15	1	3	4	25	1			1
第二中学校	1	1	22	2	2	2	30	1	1		1
第三中学校	1	1	27	1	2	1	33	2	1	1	1
房南中学校	1	1	8	1		3	14	1			1
合 計	4	4	72	5	7	10	102	5	2	1	4

4. 予算の執行状況

中学校費の学校管理費では、需用費（消耗品費、暖房用燃料費、炊事用燃料費、自動車用燃料費、会議用食糧費、ガス使用料）、役務費（郵便料）、教育振興費では、需用費（消耗品費）、備品購入費（庁用器具費、図書購入費）が教育総務課予算管理の中で、各中学校へ配当されている。

これらの配当された予算の中で、教育振興費の備品購入費では、各学校の教育課程に応じた教材備品として、楽器や一般教材、体育用具、理科実験器具等を購入している。

9月末現在の支出負担行為は、6,592,554円（執行率53.0%）である。

歳出（平成30年9月30日現在）

科目	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
	円	円	円	%
中学校費	12,660,000	6,647,719	6,012,281	52.5
各学校配当分	12,438,000	6,592,554	5,845,446	53.0
第一中学校	2,502,000	1,675,872	826,128	67.0
第二中学校	3,327,000	1,853,588	1,473,412	55.7
第三中学校	4,705,000	2,308,171	2,396,829	49.1
房南中学校	1,904,000	754,923	1,149,077	39.6

第3 指摘・要望事項（小・中学校共通）

1. 学校運営・評価

各学校では、学校評価ガイドラインから教育目標や安全管理等、学校経営に即した評価項目を作成し、保護者や児童・生徒、教職員に対するアンケート調査を実施している。

学校評議員からの助言をはじめ、学校評価における自己評価や関係者からの評価を積極的に学校運営に取り入れ、その結果を保護者や学校評議員等に公表するなど、適正に行われている。

2. 文書・服务等の事務処理

文書や公印の管理、職員の勤怠管理等においては、適正に処理されている。

個人情報保護に関する事務処理においては、学校外への個人情報等の持出し禁止、あるいは、学校外へ持ち出す場合は「館山市立小学校及び中学校におけるセキュリティに関する要綱」に基づいた適正な手続き等、その取扱いに十分に留意されたい。

3. 備品・施設等の管理状況

（1）備品・学校図書の管理

教材備品を含めた備品管理においては、事務職員が備品台帳の作成や定期的な数量確認、寄附物品等の受入手続きを行っており、適正に処理されていた。

学校図書の整備については、館山市図書館（移動図書館）との連携や計画的な学校図書の購入をはじめ、適正な蔵書を保持するための統一的な破棄基準を設けるなど、引き続き、児童・生徒の読書環境の整備に努められたい。

（２）薬品等の管理

理科室の薬品等の管理においては、各学校ともに、管理責任者の指定や薬品管理簿への記録、定期的な点検や貯蔵庫の施錠、転倒防止等の安全対策が施されていた。

薬品等の点検・管理にあたっては、その保存年限に留意され、長期間保存している毒物・劇物等で今後も使用の見込みのないものについては、適正な方法により速やかに報告・破棄するよう留意願いたい。

（３）施設・設備の管理

学校施設等の管理については、各学校とも定期的に学校施設・設備の安全点検を実施して状態を把握し、適宜、営繕手による営繕や建築施設課への営繕要求など、児童・生徒の安全確保に努めている。

今年度、大阪府高槻市で発生したブロック塀の倒壊事故等、学校施設の老朽化等に起因する重大な事故が発生し、その安全管理体制が大きな課題となっている。同事故を受け、市内小・中学校でも緊急点検が実施され、神余小学校（プール脇シャワー用壁）及び第三中学校（テニスコート脇のブロック塀）で、撤去工事が実施されたところである。

学校施設を学習及び生活の場として安全に維持するためには、施設・設備の設置年度（耐用年数）や補修・改修履歴、点検結果等の安全管理に関する情報を文書等に継続的かつ確実に共有するとともに、これらの情報を人事異動の際にも確実に引き継ぐことが重要である。

現況の安全点検簿等が、こうした必要な情報を網羅し、的確な情報の共有と引継ぎが実行できているか等、引き続き、安全管理体制の検証に努められたい。

（４）学校プール施設のリスク管理体制

近年、学校プール施設の老朽化やバルブの閉め忘れ等を起因とする漏水事故が全国各地で発生し、その管理体制が大きな課題となっている。市内小・中学校でも、毎年のように学校プール施設の老朽化を起因とする漏水修繕工事が行われており、日常の定期点検や校内巡回による漏水の早期発見等、その管理体制が重要となっている。

こうした漏水事故防止に対する管理は、①各学校における校内巡回や定期的な担当教諭によるメーター確認と報告、②教育総務課によるデータ記録と報告に基づく現場確認、③建築施設課による修繕対応等、一連の情報伝達と機能分担が施され、一定の安全管理体制が整備されている。引き続き、漏水事故防止への対応に努められたい。

4. 財務等の事務処理

(1) 公会計における財務事務

各校ともに、公衆電話使用料の収納事務や支出事務において複数のチェック体制が整備され、おおむね良好な状況と判断した。

昨年度の学校監査で要望した「前金払制度を活用した支払い回数の集約化や一括発注」について、年間の新聞購読料の支出に同制度を活用するなど、事務の効率化に取り組んでいる。

また、就学援助費の支給事務においては、今年度から全校一斉に口座振替への切り替えが行われ、その成果として保護者の負担や事務軽減が図られている。双方にとってのメリットを有し、事務の効率化とリスク軽減につながった取組みとして評価できる。

同制度に関する保護者への周知や事前説明、同意等に関する手続き等、引き続き、適正かつ効率的な事務処理に努められたい。

(2) 私費会計（学校徴収金・団体徴収金）における財務事務

学校徴収金等の管理と取扱いは、保護者が包括的に学校長に信託している経費であることから、学校長は公費に準じた適正な会計処理を行い、保護者に対して十分な説明や報告を行う必要がある。

教材費等の出納事務においては、「学校徴収金マニュアル」に基づいた購入・支出伺い、納品・支払確認、管理職の決裁等、適正な事務処理が行われている。また、PTA会費等の団体徴収金については、定期的に通帳残高や出納簿、原始証憑等の突合、監査・会計報告が行われているなど、一定の内部統制が整備されている。引き続き、私費会計の事務処理における公平性、透明性の確保に努められたい。

(3) 日本スポーツ振興センター法に基づく事務

日本スポーツ振興センター法に基づく共済掛金や給付等の取扱い、管理は適正に行われていた。

事故等の状況を見ると、校内（階段や廊下等）における転倒等による骨折や体育館での児童・生徒同士の接触による捻挫、校庭においては、一輪車の転倒や遊具（雲梯）からの転落、部活動や体育授業中における事故等が発生している。

各校ともに事前の熱中症対策や注意喚起、事故後の児童・生徒への安全指導、あるいは事故原因と考えられる校庭の整地や体育館への滑り止めワックスの塗布等、適宜・適切な指導・改善に努めている。

遊具等の学校設備に起因・関連する事故等においては、事故直後の事実の究明・確認と証拠の収集・保全に万全を期するとともに、再発防止に向けた検証結果を校内や各学校間で情報共有を図るなど、引き続き、学校施設の安全確保に努められたい。

5. 防災・防犯・交通安全対策の状況

(1) 防災・防犯対策

防災・防犯対策については、消防設備の定期点検や警察・消防機関等との連携による消防計画に基づいた消火、通報及び避難訓練の実施、不審者や災害等に対する危機管理マニュアルに基づいた防災・防犯訓練の実施等、各校ともに積極的な取り組みがされている。引き続き、防災・防犯体制に万全を期されたい。

(2) 交通安全対策

通学路の交通安全対策については、教育委員会を主体とする連携体制「館山市通学路安全対策担当者会議」を中心に、継続的な通学路の安全確保に向けた「館山市通学路交通安全プログラム」が策定され、定期的な点検と対策が施されている。

同プログラムの効果の検証とともに、要望事項の進捗状況や改善結果が各学校や地域・保護者等に的確に伝達されるよう留意されたい。

6. アレルギー疾患への対応

アレルギー疾患への対応については、医師の作成による「学校生活管理指導表」に基づいた保護者との面談や個別プランの作成とともに、緊急時の対応について、職員研修の実施や危機管理マニュアルが整備され、教職員間の共通理解が図られている。

7. 不登校・いじめ対策

今年度8月に「館山市いじめ防止基本方針」が改定され、各学校では同基本方針に基づいた生活アンケートや相談箱の設置、定期的な個人面談等に取り組まれている。

児童・生徒が相談しやすい環境作り等、引き続き、学校全体で取り組む体制の整備に努められたい。

8. 教職員の労務管理

各教職員による出退勤記録簿による自己管理や意識啓発、管理職による退勤時刻のデータ管理による実態把握やアドバイス等、教職員の労務管理が進められている。

「ノー残業デイ」や「ノー部活動デイ」の他、夏季休業期間における学校閉庁日の設定等、様々な業務改善による教職員の意識の変化等、一定の成果も見受けられた。

教職員の多忙や負担を軽減するため、各学校の実態把握による適正な改善策を検討し、教職員の働き方への意識改革や学校の実情に合った適切な人員配置、地域や保護者の理解と協力など総合的な観点からの検討を進め、教職員の適切な処遇改善に取り組むことが期待される。

財政援助団体等監査報告書

《 一般社団法人館山市シルバー人材センター 》

第1 監査の概要

1. 監査の対象

一般社団法人館山市シルバー人材センターの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの次の財政援助に係る出納，その他の事務の執行並びに所管課（高齢者福祉課）の同財政援助に係る事務の執行について，監査を行った。

補助団体：一般社団法人館山市シルバー人材センター

補助金：館山市シルバー人材センター補助金（6,650,000円）

所管課：館山市健康福祉部高齢者福祉課

2. 監査の期間

平成30年8月3日から平成31年1月21日まで

3. 監査の方法

館山市シルバー人材センターの上記補助金に係る出納，その他の事務の執行について，同センターから提出された資料及び提示のあった出納関係帳票，その他関係書類に基づいて，帳簿突合や予備監査票による関係職員へのヒアリング等，必要と認めた監査手続きを実施した。

また，所管課（高齢者福祉課）の補助金交付事務について，同課から提出された資料及び関係書類に基づいて，予備監査票による関係職員へのヒアリング等，必要と認めた監査手続きを実施した。

第2 団体の概要

1. 名称：一般社団法人館山市シルバー人材センター

2. 所在地：館山市船形297番地の71

那古船形地区学習等供用施設（若潮ホール）内

3. 設立

平成3年に設立した館山市高齢者働く会を母体とする任意団体から，平成20年4月1日に千葉県知事の許可を得て，社団法人館山シルバー人材センターへ発展した。平成24年4月1日に一般社団法人館山市シルバー人材センターへ移行し，法人登記を行った。

4. 目的

一般社団法人館山市シルバー人材センターは，「館山市内に居住する定年退職者等の高齢者の希望に応じた就業で，臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るもの

の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることができるようにし、もって高齢者福祉の向上及び高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する」ことを目的としている（定款第3条第1項）。

また、館山市から管理・運營業務を委託されている那古船形地区学習等供用施設（若潮ホール）等「社会教育施設の日常業務を遂行し、もって地域教育文化の振興及び向上に寄与する」ことを目的としている（定款第3条第2項）。

5. 組 織

- (1) 会 員：171名（平成29年度末現在）
- (2) 役 員：理事8名（会長・副会長を含む）、監事2名
- (3) 事務局：事務局長、業務係4名、管理係4名

6. 事業の概要

定款第4条に定める事業の内容は、以下のとおりである。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のための就業機会の確保及び組織的な提供事業
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高齢者のために行う、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業
- (3) 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習事業
- (4) 高齢者の就業に関する普及啓発事業
- (5) 高齢者の安全で適正な就業の推進事業
- (6) 高齢者の生きがいの充実及び社会参加の促進を図るためのボランティア活動事業
- (7) 高齢者の在宅生活維持向上事業
- (8) 高齢者の就業に関する調査研究及び相談事業
- (9) 環境美化事業
- (10) 教育文化の振興事業
- (11) 公共施設の受付、清掃、管理事業
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

7. 事業・運営状況

(1) 事業の実施状況

平成29年度事業の実施状況は、次のとおりである。

①就業機会確保事業

1) 就業の開拓・確保

公共事業の新規就業機会や、空き家などの草刈りや維持管理などの就業機会の確保、事務系職種及び女性会員向けの職種の開拓等、シルバー人材センター事業のPRに努めるとともに、就業開拓や会員拡大等のさらなる仕事の持続・維持を図るため、企業・個人など顧客データの受注管理システムの構築が行われた。

また、会員の継続的なボランティア活動による地域への貢献、知識・技能を活かした技能群の後継者の育成、受注が多い剪定や草刈り等を中心とした技能群の技能講習会の開催とともに、高齢者の単独世帯等の要望に応じた高齢者支援への取り組みが行われた。

2) 安全就業・適正就業の推進

理事会の諮問機関である安全・適正就業推進委員会が「安全・適正就業実施計画」を策定・答申し、作業現場の安全パトロール（年2回）による就業支援、技能講習会（年4回）や安全実地講習会（年5回）、高齢者に適した業務内容・契約要件の点検・確認による適正な就業の推進への取り組みが行われた。

3) 普及啓発事業の展開

『館山市・暮らしの便利帳』や地元日刊紙への広告掲載の他、ホームページの更新、健康診断会場でのチラシの配布等、普及啓発が行われた。

②就業機会提供事業

高齢者福祉と地域活力の向上を図るため、開拓・確保した事業に対して、会員の就業機会を組織的に提供した。

③若潮ホール事業

那古船形地区学習等供用施設（若潮ホール）の日常業務（保守・管理及び貸館に関する受付業務）及び清掃業務（館内・空調清掃及び除草・剪定等）を館山市から受託し、教育文化の振興と向上を図ることを目的に、同施設の管理・受付業務が行われた。

④法人の運営

月次に行なう会計処理状況に基づき、定期的に予算執行状況を把握するなどの事業管理が行われた。安全対策として、理事会や安全委員会、安全講習会等との連携を図り、就業現場における安全な就業支援や事故防止活動が行われた。

また、求人情報等を掲載し、就業拡大、会員同士の情報共有を図るため、広報誌「事務所だより」を毎月1回定期的に発行した。

(2) 運営状況

正会員数や就業率、受注件数等、館山市シルバー人材センターの運営状況は、次表のとおりである。

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年度対比
正会員数(人)	157	154	157	163	171	8
契約額(万円)	5,273	5,453	5,567	7,107	6,583	△ 524
就業延人数(人)	11,606	12,064	12,684	13,763	13,349	△ 414
就業率(%)	98.1	94.8	97.4	92.6	91.2	△ 1.4
受注件数(件)	1,757	1,786	1,621	1,673	1,592	△ 81
公共業務	45	53	50	42	62	20
民間業務	1,712	1,733	1,571	1,631	1,530	△ 101

平成29年度末の正会員数は171人、前年度対比で8名増となっており、平成25年度以降、微増となっている。

就業延人数は、13,349人(前年度対比414人減)、就業率は91.2%(前年度対比1.4ポイント減)となっている。

受注件数は1,592件(前年度対比81件減)で、公共業務が62件(前年度対比20件増)、民間業務が1,530件(前年度対比101件減)、年間の契約額は、6,583万円(前年度対比524万円減)となっている。

公共業務においては、新たに平成29年度から、豊津地区学習等供用施設(豊津ホール)及び赤山地下壕跡の受付業務を館山市から受託している。

(3) 作業別受注額の比較

平成29年度の作業受注額は、合計で6,583万円であった。

作業別に見ると、草刈りが1,494万円(23%)で最も高く、次いで、草取りが1,404万円(21%)、剪定が944万円(15%)、清掃が865万円(13%)、その他の事務(豊津ホール等受付業務)が613万円(9%)、その他が1,263万円(19%)となっている。

(4) 事故の発生状況

平成29年度の事故件数は23件(賠償事故12件、傷害事故11件)となっている。事故件数は年々、増加傾向にあり、平成29年度は傷害事故が多発し、熱中症(3件)、蜂さされ(5件)、通勤途中の交通事故(1件)等が発生している。

【事故の発生状況・推移】

(単位：件)

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
賠償事故	3	3	9	12	12
傷害事故	1	2	5	5	11
合 計	4	5	14	17	23

(5) 安全対策の状況

安全対策として、「安全・適正就業基準」や「作業別安全・適正就業基準」を整備し、毎年度「安全・適正就業推進実施計画」を策定している。安全・適正就業推進委員会を中心に、各作業場を巡回する安全パトロールや巡回支援を実施している。

また、啓発講習会や草刈作業安全講習会、実地講習会、広報配送研修会、清掃作業実地講習を実施するとともに、『作業別安全就業ガイド』の配布やシルバー保険（団体傷害保険・賠償責任保険）への加入等を行っている。

8. 決算の状況

(1) 補助金収入

センターに対する国及び地方公共団体の補助金は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第49条の規定に基づいて措置されている。国庫補助金については、高年齢者の就業機会を確保するため、地方公共団体の補助金額を上限に、公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会を通じて交付されている。

【補助金の内訳】

交 付 者	補助金等の名称	補助金額
館山市	館山市シルバー人材センター補助金	6,650,000円
千葉県シルバー人材センター連合会	高年齢者就業機会確保事業等補助金	5,731,000円

(2) 平成29年度貸借対照表

平成29年度末現在における資産、負債及び正味財産の状況は、次表のとおりである。平成29年度は、資産9,559,030円、負債3,874,664円、正味財産5,684,366円となっている。前期末と比べ、資産は863,677円(8.3%)、負債は427,983円(9.9%)、正味財産は435,694円(7.1%)の減少となっている。

資産の内訳は、流動資産7,659,721円、固定資産1,899,309円となっている。前期末と比べ、流動資産は847,000円(10.0%)、固定資産は16,677円(0.9%)の減少となっている。負債の内訳は、流動負債3,874,664円、固定負債0円となっている。前期末と比べ、流動負債は427,983円(9.9%)、固定負債は増減なしである。

正味財産のうち、一般正味財産は5,684,366円であり、前期末と比べ、435,694円(7.1%)の減少となっている。

科 目	平成29年度	平成28年度	増 減	増減率
I 資産の部				
流動資産	7,659,721	8,506,721	△ 847,000	△ 10.0
現金	58,273	60,000	△ 1,727	△ 2.9
普通預金	4,812,458	5,785,902	△ 973,444	△ 16.8
未収金	2,788,990	2,660,819	128,171	4.8
固定資産	1,899,309	1,915,986	△ 16,677	△ 0.9
特定資産	1,309,500	1,209,500	100,000	8.3
財政運営資金積立資産	309,500	309,500	0	0.0
法人設立10周年記念事業積立資産	1,000,000	900,000	100,000	11.1
その他の固定資産	589,809	706,486	△ 116,677	△ 16.5
車両運搬具	9	347,486	△ 347,477	△ 100.0
什器備品	548,750	317,950	230,800	72.6
預託金	41,050	41,050	0	0.0
資産の部合計	9,559,030	10,422,707	△ 863,677	△ 8.3
II 負債の部				
流動負債	3,874,664	4,302,647	△ 427,983	△ 9.9
未払金	3,868,284	4,296,097	△ 427,813	△ 10.0
前受金	0	0	0	-
預り金	6,380	6,550	△ 170	△ 2.6
固定負債	0	0	0	-
固定負債	0	0	0	-
負債の部合計	3,874,664	4,302,647	△ 427,983	△ 9.9
III 正味財産の部				
指定正味財産	0	0	0	-
一般正味財産	5,684,366	6,120,060	△ 435,694	△ 7.1
（うち特定資産への充当額）	1,309,500	1,209,500	100,000	8.3
正味財産合計	5,684,366	6,120,060	△ 435,694	△ 7.1
負債及び正味財産合計	9,559,030	10,422,707	△ 863,677	△ 8.3

（3）平成29年度正味財産増減計算書

平成29年度末における正味財産の増減等の状況は、次表のとおりである。

平成29年度の経常収益は81,473,540円、経常費用は81,909,234円となっており、一般正味財産額は435,694円のマイナスとなっている。これに一般正味財産期首残高6,120,060円を加えた一般正味財産期末残高は5,684,366円となっている。

前年度と比べ、経常収益は5,054,124円（5.8%）、経常費用は3,906,622円（4.6%）減少している。一般正味財産額では、1,147,502円（161.2%）減少しており、正味財産期末残高は435,694円（7.1%）の減となっている。

科目	平成29年度	平成28年度	増減	増減率
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収支				
受託事業収益	68,605,576	73,812,644	△ 5,207,068	△ 7.1
有料職業紹介事業受託収益	0	0	0	-
受取会費	356,000	346,000	10,000	2.9
受取補助金等	12,381,000	12,281,000	100,000	0.8
受取寄附金	0	0	0	-
特定資産運用益	10	13	△ 3	△ 23.1
雑収益	130,954	88,007	42,947	48.8
他会計振替額	0	0	0	-
経常収益計	81,473,540	86,527,664	△ 5,054,124	△ 5.8
(2) 経常費用				
事業費	80,293,153	83,868,061	△ 3,574,908	△ 4.3
管理費	1,616,081	1,947,795	△ 331,714	△ 17.0
経常費用計	81,909,234	85,815,856	△ 3,906,622	△ 4.6
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 435,694	711,808	△ 1,147,502	△ 161.2
評価損益等計	0	0	0	-
当期経常増減額	△ 435,694	711,808	△ 1,147,502	△ 161.2
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
他会計振替額	0	0	0	-
過年度収益修正	0	0	0	-
経常外収益計	0	0	0	-
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	0	0	0	-
過年度損失修正	0	0	0	-
他会計振替額	0	0	0	-
経常外費用計	0	0	0	-
当期経常外増減額	0	0	0	-
当期一般正味財産増減額	△ 435,694	711,808	△ 1,147,502	△ 161.2
一般正味財産期首残高	6,120,060	5,408,252	711,808	13.2
一般正味財産期末残高	5,684,366	6,120,060	△ 435,694	△ 7.1
II 指定正味財産増減の部				
(1) 経常外収益				
収益計	0	0	0	-
(2) 経常外費用				
費用計	0	0	0	-
当期指定正味財産増減額	0	0	0	-
指定正味財産期首残高	0	0	0	-
指定正味財産期末残高	0	0	0	-
III 正味財産期末残高	5,684,366	6,120,060	△ 435,694	△ 7.1

(4) 財産目録 (平成30年3月31日現在)

(単位:円)

資産・負債の内訳	
I. 資産の部	II. 負債の部
1. 流動資産	1. 流動負債
現金 58,273	未払金 3,868,284
普通預金 4,812,458	預り金 6,380
未収金 2,788,990	
流動資産合計 7,659,721	流動負債合計 3,874,664
2. 固定資産	2. 固定負債 0
(1) 特定資産	
財政運営資金積立資産 309,500	
法人設立10周年記念事業積立資産 1,000,000	
(2) その他の固定資産	
車両運搬具 9	
什器備品 548,750	
預託金 41,050	
固定資産合計 1,899,309	固定負債合計 0
資産合計 9,559,030	負債合計 3,874,664
正味財産合計 5,684,366	
負債及び正味財産合計 9,559,030	

9. 補助金の交付状況

館山市シルバー人材センター補助金は、館山市補助金等交付規則及び一般社団法人館山市シルバー人材センター補助金交付要綱に基づき、高齢者の就業に必要な知識と技能の習得や就業機会を確保し、福祉の向上と活力ある地域社会づくりを図るため、同センターが実施する就業機会確保事業に要する経費（14,753,778円）を対象に6,650,000円（補助率45.1%）を交付した。

補助対象経費の内訳は、給与手当が11,682,496円、法定福利費が780,482円、退職給付が72,000円、借料及び損料が1,726,424円、委託費が492,376円である。

補助金の交付申請や支出状況は、以下のとおりである。

(1) 補助金の交付申請状況

区分	平成29年度交付決定	平成29年度交付確定
申請日	平成29年4月5日	平成30年4月27日
決定日	平成29年4月12日	平成30年5月11日
補助金額	6,650,000円	6,650,000円

(2) 補助金の支出状況

区 分	支 出	精 算	確 定
請 求 日	平成29年4月13日	平成30年3月31日	平成30年5月11日
支 払 日	平成29年4月28日	—	—
補助金額	6,650,000円	0円	6,650,000円

(3) 補助対象事業・経費

補助対象事業名	総事業費	補助対象経費	補助金額	補助率
就業機会確保事業	81,909,234円	14,753,778円	6,650,000円	45.1%

(4) 補助対象経費の内訳

補助対象事業名	区 分	支出額	備 考
就業機会確保事業	給与手当	11,682,496円	賃金・通勤手当
	法定福利費	780,482円	社会保険料
	退職給付	72,000円	中小企業退職金共済掛金
	借料及び損料	1,726,424円	シルバーシステム賃借料等
	委託費	492,376円	パソコン賃借料等
	合 計		14,753,778円

第3 監査の結果

1. 財政援助団体に対する監査の結果

館山市シルバー人材センターの会計は、公益法人会計基準に適用し処理されており、補助金に係る出納その他の事務は、一般社団法人館山市シルバー人材センター補助金交付要綱及び一般社団法人館山市シルバー人材センター財務規程等の諸規程に基づき、おおむね適正に執行されているものと認められた。指摘・要望事項等は、以下のとおりである。

(1) 財務事務の適正化・内部統制体制の整備

①領収書等の原始証憑の記載事項の改善

現況、会計システムから出力された伝票の裏面に領収書等が添付され、月別に保管されている。書類審査において、伝票の摘要欄の記載事項に統一性がなく、検査における突合・照合作業が非効率となっている。また、切手購入時における郵便局発行の領収書等に、宛名の記載がないものが見受けられた。

伝票の摘要欄に「支払・購入先」や修繕費等の場合は「〇〇修繕」等の統一した記載とともに、支払い後の領収書の宛名等、必要事項の確認に留意されたい。

②検査・検収体制の適正化（財務規程第24条）

検査・検収体制において、いくつかの伝票や出張命令簿に事務局長の押印漏れが見受けられた。未決済への対応策の検討とともに、物品等の発注から受領、検査・検収、支払事務においては、可能な限り、発注者と検収者は、別々の担当者が望まれる。

③支払方法・支払証明書の作成（財務規程第24条・第31条）

現況、発注業者等へ現金による支払いが多数見受けられる。現金取扱いのリスクや事務効率の面からも、可能な限り口座振込等への移行が望まれる。

福利厚生費（慶弔・熱中症見舞等）における現金支出の場合、支払証明書を作成し、会計処理後に支出伝票に添付するなど、事務改善に努められたい。

また、切手や物品等の購入の際、資金の前渡し又は概算払い（仮払い）による支払い手続きが多数見受けられる。小口現金の取扱いに対する管理体制に留意するとともに、収納業務委託における「釣銭資金交付申請書・返還書」や、財務規程（第31条）への資金前渡の条件事項や様式の設定等について検討されたい。

④内部統制体制の整備

センターでは、日常業務における事務局長及び経理担当による決裁管理とともに、外部機関である会計事務所を登用し、毎月の小口現金勘定や日々の残高確認、現金の保管・管理、会計システムの入力等、内部統制に資する執行・管理体制が整備されている。

近年、他市の外郭団体等で発覚している不祥事などは、現金預金の管理を経理担当者のみに任せるなど、チェック体制の不備に一因が認められる。こうした事故を未然に防ぐためには、組織としてのチェック体制を強化する必要がある。

引き続き、会計の専門家の積極的な活用と職員の経理事務に対する知識及び意識を高めるなど、内部統制体制の整備に努めてほしい。

（2）法人経営・財政基盤の安定化

①会員の確保と受注・事務局体制の強化

センターの継続的で安定した運営を実施するためには、会員数の拡大や安定的な公共団体等からの受注確保及び就業場所・職域の拡大が重要となっている。

センター運営の課題である会員の拡大、特に女性会員の不足については、他市センターの事例でも見受けられる女性限定の入会説明会等の実施や、ユニバーサルデザインによる会報やHPの改定、市広報との連携による継続的な会員募集等、引き続き、会員の確保と受注・事務局体制の強化による経営・財政基盤の安定化に努められたい。

②適正な安全対策・安全衛生管理の充実

高齢労働者は、一般に、豊富な知識と経験を持っていること、業務全体を把握したうえでの判断力と統率力を備えていることが多い一方で、加齢に伴う心身機能低下が現れ、労働災害発生の要因の一つとなっている。これらの点を総合的に考慮したうえで、安全快適で働きがいのある職場環境を整備する必要がある。

公共事業等の発注側、それらを就業機会として確保する受注側の双方が、高齢労働者の安全衛生管理における留意点を十分に認識することが重要である。

発注・就業計画の立案の際、相互に十分に確認した上で、受注業務の選択や個々の会員に応じた適正な就業配置を行うなど、各会員の能力や経験を活かして生涯現役で活躍し続けられるよう、引き続き、安全で適正な就業環境の整備に努められたい。

2. 所管課（高齢者福祉課）に対する指摘・要望事項

（1）検査・指導体制の充実

館山市補助金等交付規則（第14条）では、「補助事業等実績報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査等により、当該報告書に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査する」としている。

必要な検査期間や検査体制に留意のうえ、効率的な実績報告書の受領時期の検討とともに、補助金額の確定処理においては、収支決算書の計数の確認に必要な収支内訳書や領収書などの的確な書類の提出を求め、検査などにより算出金額が適正であることを確認したうえで確定処理にあたるなど、引き続き、検査の透明性の確保に努められたい。

（2）法人経営・安全対策への支援

所管課においては、引き続き、事務の執行における団体への指導やアドバイスを行うなど、補助金が最大限の効果を発揮するよう適切な事務の執行に努められたい。

また、法人経営上の課題とする会員拡大に対しては、女性会員の増強を視野に、市広報等を活用した継続的な会員募集等への支援が望まれる。

安全対策においては、公共事業等の発注側（各担当課）に対して、委託業務のリスク管理の点からも、高齢労働者を対象とした安全衛生管理における留意点等について周知・徹底を図るなど、引き続き、高齢者や女性が安全で安心して活躍できる機会を確保し、その能力を十分に活かせる就業環境の整備に取り組まれるよう望むものである。